

序

今や我軍連戰連勝の勢に乗じて清國の境に蒞む、一舉鳳凰
 城を拔き、二舉奉天府を屠り、三舉北京を陷るは、歴々諸
 を掌に指すが如し、然れども北清の地たる沍寒凜冽風雪肉
 を噛み、白沙黃漠、進軍の難蓋し少からず、故に世人の知
 らんと欲するものは實に北清の事情に在り。

吾友吳卿居士支那内地を周遊すること十年、殊に北清の事
 情に悉し、舊來今日の事あるに會して、此書を著す、稿未
 だ半ならず従軍の命を蒙る、憶ふ當に遼東舊遊の地に在り、



北京城外



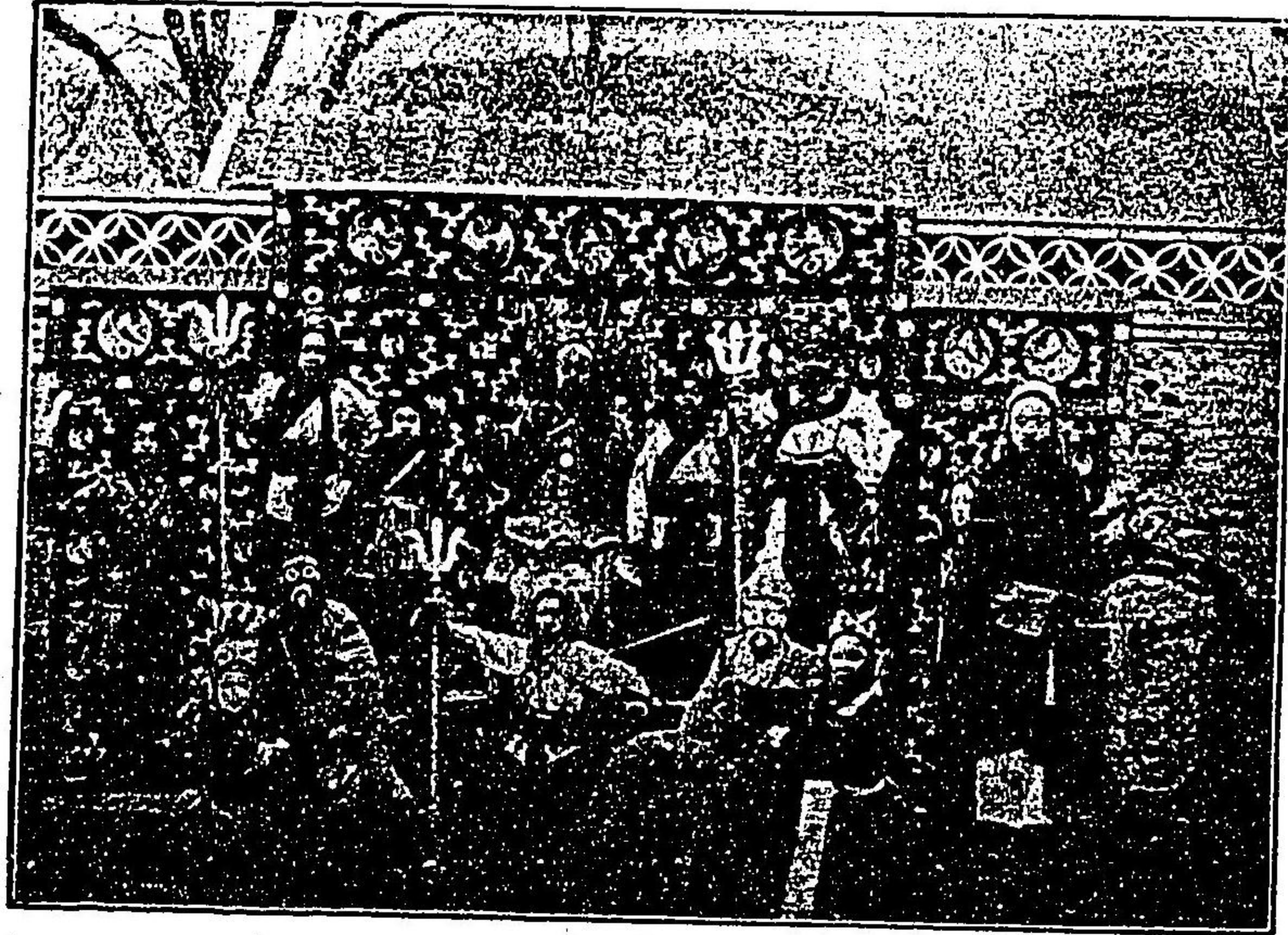
萬里長城

將軍馬前圖を案じ山河を指して形勢を説くなるべし。
此書素より完璧を以て許すべからず、然れども北清の軍備、
地理、制度、風俗、人情に就き、其の一斑を知るに於て餘
あるや明なり。
附するに臺灣の概況を以てしたるは、今日の時勢亦大に注
意を要するものあるを以てか。

十月二十二日

讀賣新聞社樓上

錦城生題



清國俳優



清國貴婦人

北支那雜記

京城



吳卿居士



北京城は直隸省の天津に在り府中二縣あり東を大興と云ひ西を宛平と云ふ即ち古の燕國なり故に又燕京と稱す人口約そ一
 百八十萬城は明の永樂七年創りて建設する所に於て周圍四十
 里支那の處厚之に六丁廟にあたる城壁の高サ三丈厚サ三丈八
 尺正陽と云ひ南の左を崇文又海岱と云ひ南の右を宣武又順治と
 云ひ北の東を安定と云ひ北の西を德勝と云ひ東の北を東直と
 云ひ東の南を朝陽又齊化と云ひ西の北を西直と云ひ西の南を

阜成又平則と云ふ又一城あり本城の南北を包む之を外城と云ふ長サ二十八里高サ二丈五尺厚サ二丈七尺七門あり南を永定と云ひ西を廣寧又彰儀と云ひ東北隅にあるを東便と云ひ西北隅に

明祖崩ずるに及んで太孫位に即き建文と號す燕王心に不平を懷き兵を興して南下し金陵を攻めて之を破る建文帝自ら焚死す或はいふ逃れて僧となると燕王遂に位に即き永樂と號す國師

◎香爐

北京城内又た俗に香爐の稱あり蓋し道路の砂塵恰かも爐中の灰の如きを以てなり嘗て史を讀み元より文天祥に證號を賜ひし時黃砂空を蔽ひ晦冥晝暗しと云に至り嗒然として其奇に驚

きしが如此は北京の常にして復た少しも怪むに足らず故に天
一たび雨を降せば泥濘脚を没し殆んど人馬の通行を杜絶する
に至る特に三伏の盛夏炎熱蒸々の間と雖も窓戸を開て風氣
を疏通すること能はず若し強て戸を開けば滿街の砂塵忽ち室
内に闖入し到底其不潔に堪ゆる能はざるが故に一室宛然熔爐
の如く其不快不便殆んど名状すべからず

◎ 婚 姻

都人の婚を娶る者大抵午前八九時の間を以て其式を舉行する
を例とせり新婦は貴賤を論せず皆彩轎に乗じ轎の四方は悉く
紅布を以て之を纏ひ人をして容易に窺がひ見ることを得ざら
しむ其最も華奢なる者は轎頂無數の玻璃球を安置し以て外観
の美を飾る之を滿天星と謂ふ轎前儀仗兩行を列し大傘巨扇旗

旒等を推立て樂手音樂を奏す又紅牌數對あり皆金泥を以て男
家父祖の官爵を書し若父祖の官爵なきときは親戚朋友等の官
爵を借用するを例となす又小牌一對ありて狀元及第進試及第
の上乗なるもの四字を大書し以て吉語とす然れども是皆漢
人の禮として支那本部にのみ限られ八旗人の妻を娶るに至て
は甚索樸にして唯鼓樂と玻璃球數對あるのみ俗に妻を娶るを
小登科と稱す蓋其樂試驗に及第せしが如きをいふなり

◎ 泣 男

死に厚するは是禮也とは支那人の口癖なるが之が爲か其葬送
の仰山なるには實に人をして一驚を喫せしむるに足る者あり
而して其最も奇にして且笑ふべきは泣男に如くはなし中人以
上の葬式には必ず泣男を雇ひ柩の前後に在りて涕泣せしむるを

例とす泣男は何時にても属に應じて即ち涙を流し鼻汁を垂れ
聲を放てて哭泣す其状眞に悲哀の情に堪へざる者の如し而して
人其泣男の多少を以て其家の貧富を定むるが故に成るべく多
くの泣男を随従せしむるを以て名譽とす而して其報酬は涙の
多少鼻汁の長短等を以て其額を定むると云眞に奇聞と謂ふべ
し

◎音樂

音樂は婚禮の時を除くの外は平素之を用ゆる者至て少しと雖
ども家に興あるに當ては必ず之を用ゆる者死するあれば其喪主
は必ず樂手數人を雇ひ其門前に樂器を排列せしめ以て吊客の
至るを俟つ會ま客の來るあれば樂手即ち樂を奏し家人は其聲
の起るを聞き擧家皆死人の枕邊に坐して大聲慟哭す客去れば

談笑平日の如く復悲傷の色あるを見ず支那人が今日如何に虚
禮に流れ浮華を尙かは此等の事を以て知るべきのみ

◎賄賂

金が浮世か浮世が金か地獄の沙汰も金次第とは實に支那人の
爲に作爲したる諺なりと謂ふも敢て不可なきが如し凡そ支那
人にして己の目的を達せんと欲せば事の是非善惡は先づ論外
として直ちに金錢即ち賄賂の力に依頼せざるべからず苟も金
錢だに自由なりせば如何なる希望も遂げざることなく假令兇
惡不法罪死に抵る者も雖も容易に其死を免かるゝとを得べ
し之れに就き茲に笑ふべき一話あり嘗て甲乙兩人或事情の爲
に口論せし未遂に互に之を裁判所に訴へしに甲は金五十兩を
裁判官に贈り乙は金百兩を呈して各心竊に其勝訴たらん事を

期す切翌日對審の時に至り甲は充分の理由あるにも拘はらず漸く敗訴に歸せんとするの有様なるより甲心に謂らく判官豈昨日の五十金を忘れたるにあらざやと乃裁判官に向ひ五指を擧げて以て乙の百金なるを示し遂に乙の勝訴に決したりと云ふ其他百般の事皆之に類せざるはなし

◎糞山

支那人の糞を使用する必ず先づ一たび之を乾燥し而る後肥料に供するを常例とす故に北京市中と雖も多少の空地あれば則ち人糞を聚めて之を乾燥す堆積山の如く惡臭鼻を衝き汚穢不潔言ふ可からず名けて糞山と云ふ

◎酒樓

都中酒樓甚だ多し其最大なる者を飯庄又は飯館子(我邦の會席の如し)と謂ふ其家屋の結構頗る廣大なるにも拘はらず器具の不潔なるに至ては殆んど箸を下すに堪へず室には方卓あり數脚の椅子適宜に其周圍を繞れども塵埃汚點毎に之を掃ふにあらざんば之れに倚り坐す可らず小皿匕箸の類も亦然り斯くの如く不淨相率て風を爲すが故に食事の前には必ず先づ數枚の紙を小皿の下に敷き以て豫じめ拂拭の用に供す酒間席に侍するものなく酒肴を運ぶは料理人又之を自ら且つ皆垢面敝衣不潔言ふべからず是尙可なり其甚だしきは酒肴を運ぶに盆を用ゐるとなく一々之を手にて掲げ來りて客の前に置き若し糞汁其手を汚すあらば直ちに之を嘗め舌鼓一番恬として風みず其

更に甚しきに至るは客の面前に於て手鼻をかみ鼻汗指に點ずれば之を己の衣服に塗り必し洗滌することなく又直に點ずる酒肴を運び來る其の不潔且つ不作法なる殆んど我等想像の及ぶ所にあらず而して是實に上等酒樓なり以下の光景推して知べし

◎報喜的

支那官吏にして若し榮進する者あるときは官役と名くる小使の如き者直に其人の家を馳せ起き以て主人の慶事を報ず世俗之を報喜的と呼ぶ其法式先づ一大紅紙に左記の文字を大書し之を其家の門牆に貼付し而かる後大慶を發して之を家人に報ず家人は之を開て必し金若干を與へ以て其の勞を賞するを常とす官吏登用試験に及第せし者も亦報喜的ありて其法式には

黃紙を用ゆ獨り之を及第者の家に貼付するに止まらず其の親戚朋友に歴報して以て賞金を食ふのみか若し其給する所の金額其意に滿たざる時は忽ち惡口罵詈終に一旦貼付せし紅黃紙をも剝奪して且つ之に擲するに至る

式喜報
捷報
貴府老爺大喜
報喜人叩

式友親報式中
貴府老爺大喜
報喜人叩

◎要飯的

要飯的とは乞巧の俗稱也都中には乞巧の徒甚だ多く至る所人後に尾して哀を乞ふもの宛がら蒼蠅の如し彼等は常に寺院に赴き密かに佛前に供する所の線香を竊來り之に火を點じて往來に徘徊し會ま馬車に乗じて過ぐる者あれば即ち避さる要し

將校 都統(正二品)、副都統(從二品)、正參領(三品)、副參領、佐領(共四品)
兵數 下略 二萬八千八百餘

○護軍營 滿蒙合併每旗一營共八營

將校 統領(二品)、正參領以下驍騎營に同し
兵數 一萬五千餘

○前鋒營 滿蒙合併左右翼に分つ每四旗一營共四營

將校 同上
兵數 一千七百餘

○健銳營 滿蒙合併每八旗一營

將校 總理大臣(一二品)、翼長(正三品)、以下護軍營に同し
兵數 二千

○親軍營 滿蒙合併上之旗一營

將校 領侍衛內大臣(一品以上王公の兼任)、以下同上
兵數 一千七百餘

○步軍營 滿蒙漢合併每八旗一營

將校 提督又步軍統領と名く(從一品)、總兵(正二品)、翼尉(正三品)、副尉
兵數 (正四品)下略 二萬一千餘

○內火器營 滿蒙合併每八旗一營

將校 健銳營に同し

○外火器營 同上

將校 本營は北京を距る十清里藍靛廠駐在
兵數 六千二百餘(但内外火器營合算)

○神機營 滿蒙漢合併每八旗一營

將校 總理大臣、專操大臣、翼長、隊長(均しく一二品以上の兼任)
兵數 以上各營の精兵を撰拔せし者を以て用ゆ

綠旗兵營

○五城巡捕營 一營

將校 提督、總兵、(前出)、副將(從二品)、參將(正三品)、遊擊(從三品)下略
兵數 一萬

以上の如く列記し來れば北京城中のみにても既に十餘萬の兵士あり其勢甚だ強大なるが如くなれども其實は決して然らず右十餘萬中の過半数は老耄用に堪ざる者少弱事に適せざる者も以て充され緩急物の用に立べく思ふは僅に二三萬に過ぎるべし而して此少數すら未だ訓練を経ざる者甚だ多く或は其身軍籍に在ながら軍隊の何物たるかを解せざる者さへ少しとせず其隊伍を組て將官指揮の下に行軍するを看るに途中或は饑頭を喰ふ者あり或は煙草を喫する者あり甚しきは外國人等に遇ふ毎に忽ち隊伍を離れて之と談話を試みる等其不紀律にして亂雑なる實に言語に断えたる次第と謂ふべし是等の點を以て類推すれば現在支那軍隊の如何に腐敗し又如何に幼稚なるかは問はずして自から知るべきのみ

◎ 撃官車

清國軍隊の不規律なると既に前に陳るが如し而して其更に甚しきは軍隊行軍の事等ある毎に遠に所在の馬車を徴集し無賃にて輜重を運搬せしむる事是れなり俗之れを撃官車と謂ふ而して其驅使濫用馬車の持主及び其御者等は勞して効なきが故に之を畏るゝこと實に蛇蝎も畜ならず若し一たび出兵の沙汰あるときは御者等は直に馬車を匿藏して其身も亦取て出でず宜なる哉出兵の兩三日前は北京城中復一輛の馬車を看ざるや

◎ 撒網

支那人が利慾の點に於て常に一種驚くべき特性を備ふるは撒網の一專に於て其最も甚しきを見る撒網とは人あり會々家計

窮乏に際すれば則ち名を家中の吉事に托し名簿を備へて親戚朋友を酒樓に招き酒宴を張る招かれたる客は皆金若干を紅紙に包み其上に賀敬又は喜敬の文字を書きて之を主人に贈つて慶賀の祝意を表するを例とす主人其費を集め酒肴料を仕拂ふの外仍累々として多額の金員を剩すを見る之を主人の得分とし俗に稱して撒網と謂ふ蓋し網を用て魚を捕るが如くに利潤の甚だ多きに取るなり舉行の繁き月は兩三回の多きに渉る者ありと云ふ

◎ 盜賊に追錢

人民の中若し盜難に罹るものありて之を官廳見に訴へ出づるには必ず若干の金員を添へざるべからず若し是なくば其の屈書は容易に受納せられざるなり之に反して多少の金員を遣る

ときは看街兵は喜んで之を受理し直に東探西索偵察の妙を極めて其賊を拿獲し劈頭先づ賊に問うて曰く被害者は既に若干金を上納せり汝は果して如何と賊乃ち其縛を免れんが爲に即座に看街兵に贈賄し其の上納額にして若し被害者に超越する時は即ち赦免放還せらるゝと雖も萬一被害者に及ばざることあらば直に捕縛投獄せらるゝを免れず而して看街兵は再び被害者に向て盜賊捕縛の賀儀と稱し更に多少の金員を食るを例とせり被害者の迷惑誠に此上もなきことにして盜賊に追錢とは其れ此事をや云ふなるべし

◎ 看街兵

市中各所に警察署あり俗之を官廳兒と稱す看街兵とは即ち廳中の巡查なり廳前には突棒又股抽擲又は青龍刀などの武器鑄

付きたるまゝ儀式的に備へられ看街兵は唯日夜廳中に在て賭博飲酒放縱に耽るの外亦常職なし故に俗間官廳兒を呼んで奕錢場兒(賭博場)と謂ふ而して獨り是のみに止まらず若し賭博に失敗すれば直に所在の商家に闖入し押借強談有らゆる脅迫手段を以て無法の強求を爲し萬一之を拒む者あれば同僚と共謀し官威を藉て其營業を妨害するに至る故に商賈等皆後難を慮りて概ね其言に従はざるはなく其看街兵を畏るゝ強盜よりも甚だし而して其職を問へば則ち人民保護の警官なり然かも却つて人民を殘虐する斯の如し政治の一斑以て窺ひ知るに足る

◎暖廠

清帝窮民乞丐の飢寒を憫み毎年冬期に至れば則ち内帑より數萬

金を出し暖廠(我國の養育院の如きもの)を設けて窮民に衣食を賜ふの例あり然ども是唯表面的儀式に過ぎずして其賜ふ所の數萬金實は大抵官吏の囊中に入り貧民の皇恩に霑ふもの唯だ値に二三千金のみ折角の恤典も或る貧民の一小部分に止まりて到底一般の飢饉を救ふに足らず故に世俗之を嘲て曰く官吏乞食を喰ふと

◎兵力一斑

現今支那の兵員は總て七十餘萬と稱す是れ固より虚稱に過ぎざれば其實數を得ること頗る難しと雖も蓋し直隸山東山西河南江浙福建湖北廣東陝西甘肅四川の八旗駐防兵は約そ七萬一千四百餘而して以上十二省及び安徽江西湖南廣西雲南貴州並に長江各師の綠旗兵亦五十七萬一千五百餘則ち地方の滿

漢兵は通計六十四五萬に餘るべし其他北京翊衛の兵は大約八
 旗十萬餘餘旗一萬あり其他盛京吉林の兵及び蒙古兵伊犁駐防
 兵は總計以外のものとしらる
 曾國藩の奏議に據れば雍正年間より乾隆四十五年に至るまで
 綠營の兵數六十四萬と稱すと雖も其實は缺員常に六七萬に居
 る但だ漸く同四十六年に至り増兵の議起り一舉して兵六萬餘
 を添へたるなりと(以上は漢兵を謂ふ)奏議又曰く八旗の員數三
 十五萬に過ぎず其大半を以て京師を翊衛し殘餘を以て天下に
 駐防すと(以上は滿兵を謂ふ)
 輒近に至り定數の外更らに又鄉勇と稱する者あり鄉勇とは新
 募の民兵を指すものにして長髮賊の起りし時始めて徵募せし
 ものなり先正事容に曰く本朝武功前古に過ぐ用ゆる所の者は
 皆八旗及び東三省の勁旅と各直省の綠旗兵となりと嘉慶の初

め川楚の數匪を平定するに方り始めて鄉勇を募り以て兵の不
 足を補へり然れども十中僅か二三に過ぎずして其名も亦天下
 に知らるゝに至らざりしが粵逆(長髮賊)起るに及んで楚勇湘勇天
 下に轟き營兵却て世の詬病する所となる是れ實に二百年來兵
 制の一變なり湘勇は羅澤南に始りて曾國藩曾て之を統べ楚勇
 は江忠源より始まる現今李鴻章の部下に屬する洋式隊は則ち
 淮勇なり史を按ずるに清朝の始めて興りしときは兵馬の勢宛
 かも烈火の如きあり蓋し當時の明兵多くは遼東の兵にして即
 ち我征韓の軍と相持せしものなり太宗一たび起つて數千の兵を
 以て明の楊鎬が二十餘萬の大軍を敗り其の良將勁卒をして一
 敗地に塗れて復起つ能はざらしむるに至れり
 其後八旗の全數三十五萬となり遂に支那の全部を奄有するに
 及んで又始めて支那本部兵を以て綠旗を設けたり然るに遠征の

大勳多きは皆東三省及び索倫の兵力に依り(聖武記)康熙の初年三藩の亂には八旗の士卒概ね疆場に死し爲に丁口稀少なるに至れり(肅亭雜記)乾隆帝の伊犁を平げたるは又索倫の兵力與つて多きに居る

顧れば爾來既に二百餘年今や八旗の子孫は概ね漢穢に化し華奢に耽り文弱に流れ強勇無比の索倫部も亦既に露西亞の併有に歸し畢ぬ過ぐる英佛北京の役に僧格林沁(蒙古親王)が率ひし所の兵は即ち八旗及び蒙古の精銳にして其數亦少くとも十萬には下らざりしならん然るに英佛萬餘の兵に對して快戦をも試むる能はざりしにあらざや

現在の緑旗兵は恃むに足らず長髮賊の廣西に起りしとき廣西の總軍四萬にして而かも一人の用ゆるに足る者なし(晉國藩奏議)晉國藩胡林翼左宋棠江忠源李鴻章の徒皆南人より起り又南

勇を以て功を建つ其の洪秀全を滅し捻匪を平ぐる皆南省南勇の力なり是に於て乎兵は勇に若かずとの諺さへ出づるに至れり僧格林沁の奏議に曰く不可盡用南勇(輕視朝廷之漸)と是れ實に北京の振はざるを慨するの餘に出でたるなり

晉國藩の奏議に兵伍不精の弊を論じて曰く吸食鴉片聚賭賭場、各省皆然、大抵無事則遊手恣睢有事則無賴之人一代充見賊則望風奔潰賊去則殺民以邀功章奏屢陳諭旨屢飭不能稍變錮習と又英國人にして嘗て北京の總稅務司たりし赫德の局外傍觀論に曰く兵勇之數稱二千百萬(按名排點實屬老弱充數而已)平日挑抬營生未經訓練一旦令其戰陣實若驅市人而使闘平時拉弓擊石只講架式股肱怠惰只得養鳥銷遣對敵賊若不退兵必先自退帶兵官且以勝仗具報乃殺一二平民且以斬敵無算邀功矣と清兵の實況を畫き來りて咄々眞に迫ると謂ふべし

兵制の弊實此の如し従て兵餉浩繁にして國用不足を告ぐ近時
 冗兵を裁撤するの論大に興ると雖も積弊の致す所固より遠に
 改革すべくもあらず是に於て各省は大抵營兵の外に鄉勇を練
 り一省に一萬或は二萬教ふるに洋銃を以てして變に備ふる
 ことを得せしむ而して鄉勇を養ふには運貨の税所謂釐税を以
 て其費に充つ
 瀋環瑣記は或人の撤兵の議を載せて曰く十八省中大省に二萬
 中省に一萬五千小省に一萬此の如くにして省毎に兵を養へば
 計そ二十六萬にして足りぬべし又赫徳の説に云ふ每省若し
 兵五千人あり常に營に留めて操練し敢て外に出でし生を謀る
 を准さずんば京都に只一萬を養うて則ち足ると是或は過甚の
 説なるべしと雖も曾國藩の所謂兵愈々多くして國愈々弱しと
 謂ふの意に見れば亦其中自から理なしとせざる也以上論ずる

所は則ち現今支那の兵力一斑なり嗚呼既に告朔の餼羊強弩の
 末此の如きの兵力を以て日進月歩の外國と戦うて勝たんと欲
 する如きは猶木に縁て魚を求むるの類勝敗の數何ぞ智者を待
 て而して後知らんや清國政府の愚を以てして尙又自ら力を測
 らざるに非ず之を以て虚喝又虚喝大々に狼狽と醜態とを以て
 するもの固より憐笑するに堪へたりと雖も千計萬策蓋し又此
 の外に出づる能はざるべし

◎ 門 公

王公以下貴官の司門者を尊稱して門公と謂ふ昔富鉅萬を累ね
 貴きこと高官貴人の如し蓋し大小吏員の來て調を乞ふ者必
 先づ金若干を司門者に贈るを例とす所謂門包是なり總督巡撫
 の京に來て王公に謁するときは如きは其門包實に千金の多き

に至る若し否らざれば門者敢て之を通ぜず終日門に立つも竟に入て見ゆべからず殊に總督巡撫の司門者に至ては官に門包の豊潤なるのみならず横風倨傲權威隆々として大官を歴し人皆畏敬面従せざるはなし故に俗相唱へて曰く督撫の門公となるは知州知縣に勝れりと

◎小絡

北京城中剪徑(巾着切)の類甚多し俗之を小絡と謂ふ其術至速至妙人其去來を端俛する能はず設ひ用意周到如何に警戒するも一たび熱闘の區に至れば輒ち其竊取する所となる然ども被害者之を官廳見即ち警察署に訴へ巡査に贈賄せば即ち復必ず之を得べし蓋し署長以下巡査に至るまで皆剪徑の徒と相識るが故なり但し賄賂の金額被害物品原價の半額より少き時は到底

還原の望ある可らず

◎拍花

拍花と名くる者あり身毒婦にして身邊常に一種の魔藥を藏し市中の偏隅を徘徊し兒女を美麗なる者を見れば即ち魔藥を食物に混じ欺て以て之を喰はしむ若し一たび之を喰ふときは輒ち昏迷又人事を辨ぜざるに至る或は謂ふ其藥を手中に握り兒女の頭上を拍てば亦以て昏迷すべしと毒婦之を見澄し携へて之を遠方に賣り以て婢と爲し或は娼と爲す聞く數年前までは之が爲に兒女の拐帶せらる者甚多かりしが如何に無頓着なる北京政府も流石に座視するに忍びずして終に拍花數人を捕へて死刑に處せしかば昨今稍々其數を減じたりと

以著なると驚くに堪へたりと謂ふ可し蓋し習慣の然らしむる所

◎門封

官尊民卑は支那に於て其弊を極む官吏の威を張り權を弄すること門封の一事を以て之を徴するに足るべし支那人の大官吏に任ずる者は皆必ず自己の官職を紅紙條に大書して木版に貼付し油を以て其上を塗り門内照壁(毎戸門内に必ず縦一間餘横一二間の土塼或は磚瓦塼を築き以て目隠とす之を照壁と謂ふ但商家には之を用ゐず)の上に掛け人をして一見其何官何職たるを知らしむ是則ち門封なり其官の稍々高き者は十數條或は數十條の多きに致る小官と雖も亦大抵兩三條を掛け以て互に其多きに誇る

◎廻避

翰林等の官吏郷試會試等の主考(試験委員)長(或は同考官)試験委員(に任ぜらるゝ者は則ち紅紙兩大條に欽點某科(鄉會)試大主考或は同考官と大書し其邸第の門を封ず又紅紙に廻避の二字を大書し之を門の傍に貼付し諸人の往來を禁じ以て私調情願等の弊を杜ぐ然れども是皆表面を飾るの儀式にして一たび其内實を叩けば弊害百出賄賂を以て試験の問題を先知するを得べく作文筆法甚だ佳ならざるも必ず落第の憂あることなしと云ふ

◎報恩單

愚民の神佛に歸依するは敢て珍奇とするには足らざれども支

那人に至ては特に其甚しきを覺ゆ病者あり湯藥癒えざるるときは則ち其父母或は兄弟妻子爲に佛寺又は祠廟に賽し端ら神佛の保佑を祈り若其病癒れば則ち功を神佛に歸し吉日を擇んで食物蠟燭香等を尊前に獻じて報謝せらざるなし呼んで上供と謂ふ而して別に其原因を紅紙數千枚に書し之を市中各處に掲示し人をして其靈驗顯著なるを知らしむるものあり名けて報恩單と謂ふ亦以て迷信の深きを知るべし

◎辨善會

寺院中往々法會の擧あり則ち某佛某仙の誕生日を名とし齋を設け經を誦して慶祝すと稱し期に先ちて豫め素識の官商士民を招き當日參詣焼香せんことを請ふ其來る者は必ず普錢財を寄進するを例とす僧則ち饌を設けて款待し其寄進に係る錢財

を以て當日の諸費用を支拂ひ其剩餘を以て自から利す而して其利得頗る多きが故に僧侶は皆喜で此會を擧行し名けて辨善會と謂ふ弊風沙汰の限と云ふべし

◎化緣

堂宇の建築或は修繕等を爲すに當り都門の僧侶は皆其資を官民間に募集し其用に供するを例とす之を化緣と謂ふ其法一ならず或は身に鐵索一條(長五六間)を繫ぎ手に銅鈴を振り口に佛號を稱し日々市街を往來する者あり一月或は百日を以て期とし期滿るの後曾て日々過し所を按じ家毎に錢を乞ふ之を拉索化緣と稱す又磚瓦を以て一小屋を造り僧自ら其内に坐し傍ら一鐘を掛け晝夜之を擊ち以て善男信女の來て錢財を施捨するを俟つ者あり又或は木板を用て一小屋を造り外部より大鐵

釘無數を打ち釘尖板を貫きて屋内にいで一たび動けば則ち釘に觸れて傷を受くるに至る故に人あり錢若干を施す毎に一釘を抜き釘の盡きるを俟て始めて動くを得之れを坐棺化縁と謂ふ或は惡僧あり富裕なる豪家を偵知し千金の利を網せんと欲し其門首に往き一大鐵釘を用て己れの手を扉上に釘す流血淋漓痛苦堪ゆべからず富家給するに多資を以てすれば乃ち釘を抜て去る然れども若し之に給せざるときは全臭味の惡僧と相謀りて常に其家に仇す故に人之を惡化と謂ふ僧は則ち自ら曰ふ佛の爲に其身を捨つと

◎和尚

和尚とは徒に其願を圓にし其襟を寬にするの謂に止まりて大抵皆目に一丁字なき者のみなれば固より經文等を解する者な

く隨て素行修まらず皆風塵に墮落して嘗て五戒を守る者なく賭博遊興等に其身を委ね甚だしきに至ては追剽強盜至らざる所なし故に人之之を畏懼する猛獸毒蛇よりも甚し現今支那宗教の衰頽せる知るべきのみ

◎妓院

妓院の類甚だ多し其の最も大なる者を堂名と曰ひ我國の大館と云ふが如し其最も下等なるものを女下處と云ふ妓の最も佳なる者は深窓にありて敢て出でず艶裝炫服嬌態を凝し高貴の人にあらざれば一夕の快を買ひ難し然れども中以下の妓に至ては即ち蕩少年遊冶郎皆容易に之を聘するを得通じて士妓と稱し又俗に亮攤と曰ふ(露店の義)而して其大小妓院は之を總稱して雀子の名あり(我國の女郎屋と云ふが如し)

◎校書

支那の藝妓は我國の如く賤俗ならず品位甚貴くして怡も大家の令嬢に異ならず故に人之を尊稱して呼ぶに先生又は大先生を以てし且つ之を聘すにも招請すると云ふ客若し之を招かんと欲せば先づ酒樓に登り樓中豫め備ふる所の小紅紙に招待の旨を記し之を妓の許に送りしむ書式自ら一定の法則ありて書意甚恭敬取て相察るべからず妓は其招状の筆法及び招く所の樓名を見て以て其客の品位を定む

妓の装成るや自ら琵琶を携へ橋子に乗じ自家の老婢を従へて來る(妓の最盛名ある者は老婢の外別に丫鬟を従ふ)客は妓の來るを見れば先づ之を上座に就かしめ感戴に其來臨の速なりしを謝し専ら其歡心を得んことを勉む而して妓の席に就くや老

◎校書園

婢は先づ水烟袋を出して二三服の水烟を吃せしめ然る後左右に侍して其使役に供す其狀實に客と妓と資格を顛倒したるが如きの奇觀あり

妓は席間取て客の爲に酒に侍し杯を侑むるの勞に服せず唯端座して琵琶を弾じ唱歌するのみ而して客は一席の纏頭大抵四五圓以上を費さしるべからず客若し妓と懇懇を通じ飽盟を結ぶに至れば自後妓家に就て飲むを得べきも情交此に至らば衣服飲食又は管絃等の具に至るまで悉く妓の好む所に隨ひ客自ら之を辨せざるべからず萬一其請ふ所に客なれば忽ち擯斥せられて復た顧みられざるに至る

都會の地には至る所必ず數ヶ處の藝妓集會所あり之を校書園

と謂ふ(我國の寄席の如きものにして其國の名は大抵芳花新春彩香等の類なり)毎夕衆妓相集り互に歌曲を奏して衆人の觀覽に供す其間各妓皆容を修め貌を飾り妍を争ひ憐を取り以て一當を得んことを冀ふ而して園主は一大看板を園頭に掲げ以て出園各妓の出所を示す即ち妓若し蘇州本場の者なれば本園特精姑蘇一等名角某大先生と書し又北京の出身者なれば本園特請京師頭等名角某大先生と書し以て其出身地の上流なるに誇る遊客の妓を撰擇せんと欲する者は皆先づ園中に入り其奏する所の歌曲を聞き意に適する者を撰で之を酒樓に招請す而して入園料は一曲の價大抵四五十錢の間に在り

◎娼妓

支那藝妓の高尙にして且贅澤なること以上陳ぶるが如くなる

を以て苟も富貴の人にあらざるよりは容易に之を招請する能はず故に中流以下の遊冶郎が最も喜び接するものは則ち娼妓なり娼妓の數は一般に藝妓よりも甚多く通邑大都は勿論寒村僻地と雖も多少往來交通の便ある土地には必ず妓樓の設あらざるはなし名妓の産地は蘇州或は嶺南(即ち澳門)を以て最上とす而して又別に廣東娼と稱する妓ありて外客にのみ接し敢て支那人を近づけず此妓は大抵嶺南の女子に係り性情甚活潑にして容貌頗る美麗なりと云ふ

娼家には皆攝母あり之を媽々と稱す(一家二三人より五六人に至る)娼妓一切の事を監督し壓制の所業甚だ多く客の來て飲食を命ずる者あるも媽々容易に之を許す唯上等妓樓に於て僅に阿片烟を吃せしむるのみ娼樓家屋の結構は尋常人家の構造と大差なし南方は寢臺を用ゆ北方は之を用ひず但し外人の遊ぶ

所は大抵、寢臺の設あり要するに北方の妓女は總て濃厚にして南方は概して薄情なり蓋し風土の然らしむる所以か

◎暗門子

暗門子とは則ち私窩子にて邦俗の所謂地獄なり各地に至る所に之をあらざるはなく殊に驛路の旅舎を以て最となす旅客の客舎に投ずる者あれば女群隊を成して入り來り各媚を呈し笑を獻じて枕席に侍せんことを請ふ其狀醜怪にして一見嘔吐を催さんど欲す而して客若し之を却くれば忽ち罵詈喧嘩至らざるなきを以て外人の如きはスラツキを揮て之を打攘ふを常とす以上の淫賣女は實に人世の不幸なる者にして客の爲に落籍せられざる限りは孰も終身此苦海を脱離して其家の婦と爲ること能はず故に年四五十の間にして尙妓たる者亦少しとせず加

之各主人の之を待つ甚だ残酷にして些少の自由を與へざるのみか妓にして病に罹るものあるも尙客に接せしめ其途に病苦に堪ずして復た客に接する能はざるに至れば之に食を與へず爲に遂に死に至るも之を原野に遺棄して顧みず

◎軟棚

俗間理髮舖を稱して棚子と曰ふ無頼の徒往々棚子を開くを以て名となし舖中に美少年數名を養ひ以て竊に男色を鬻がしむ之を軟棚と謂ふ

◎相公

相公とは俳優の稱にして容貌美麗年齒弱冠其衣服冠履共に華麗にして王公貴顯の子息と稱ふ所なし故に俗間此稱あり客あ

酒樓より之を召せば即刻召に應じて來り杯酌に侍し歌舞を
 奏し以て座興を助くること猶我藝妓の如し而して亦能く色を
 鬪ぐと雖も北京に在ては其價甚だ貴く數百金を投ずるにあら
 ざれば容易に之を肯ぜず但天津地方に在ては僅に四五圓金に
 して輒ち客の意に従ふと云ふ

◎ 觀劇

北京の劇場は各門外に在り城内は演劇を許さず殊に正陽門外
 を以て最盛なりとす演ずる所の劇多くは小説詞曲の中より出
 つ名目甚多し就中昆腔弋腔泰腔二簧腔等の劇最盛に行はる昆
 腔は江南に始まり演ずる所多く古名人の詞曲中より出づ則ち
 劇中の最雅なる者なり弋腔は滿洲人の發明にして其詞曲は半
 は昆腔より出づ而して聲調較々高し故に俗之を高腔と謂ふ泰

腔は則ち泰より始まる乃ち漢土戲劇の最も古き者に係る俗之
 を梆子腔と稱す蓋し樂器中木梆あるを以てなり其音頗る悲壯
 蓋泰聲なり二簧腔は湖廣に始まる其調昆に似て又泰に似
 たり故に俗亂彈と稱す詞曲鄙俚にして聽くべからず都人嘗て
 評して曰く弋腔は理あり情なし泰腔は情あり理なし混腔は情
 あり理あり二簧は情なく理なし蓋し適評たり劇場の中に至
 ては日々劇を観る者各々千を以て數ふべし貴官富商の往て觀
 る者亦少からず然れども觀劇は單に男子にのみ限られ婦女子
 は劇場に入るを許さず蓋し男女七歳にして席を同うせざるの
 意か支那の戲劇は多く歌曲を貴で動作を貴ばず故に劇を観る
 と謂はずして聽くと謂ふ

◎ 官座

戲館は皆甚廣大ならず蓋し土地に制限あるが故なり場の三面に高樓あり樓上別に小閣を設け以て貴客の座に備ふ之を官座と謂ふ(我國の棧敷の如し)貴客の來て客座を買ふ者あれば館主は意を加へて周旋し茶烟を供して款待し並に此日演ずる所の戲題を一紅紙に書して之を呈し以て觀覽に便にす之を戲單と謂ふ官座の價は大抵五六十錢なるも客若し外國人なるときは必らず二三圓以上を食る狡猾惡むべしと云ふ

◎ 玩 票

富豪の子弟逸樂無事に苦むものは往々相集て歌曲戯劇を演習す其技俳優に比すれば却て精妙なるを覺ふ人之を招請すれば則ち招に應じ來て其技を奏す其費用の如きは皆自ら之を辨ずるを以て之を玩票と謂ふ支那上流人士の柔惰腐敗想ひ見るべし

し

◎ 查 堂

館中の演劇將に畢らんとするとき館主は夥計(我國の番頭)三四人を率ゐ手に筆紙を執り來て人數を查點す蓋し場賣が其數を虚報して私利を食るを防がんが爲なり之を查堂と謂ふ一幕終る毎に場賣は大聲を發して客數を報すれば館主は一々之を登記し晩間に至て清算す日に以て例となす

◎ 茶 票

館中一日觀劇の價皆定數あり紅紙或は粉牌に「每位茶票錢若干」と大書し柱上に貼付す蓋し場賣の額外に食らんことを防ぐが爲なり普通の見物料は大抵一日一人二十錢内外に過ぎず

◎節令一斑

元旦

正月一日には百官朝賀し士民相賀し男女皆衣を更め相見て互に新禧を道ふ大抵我國新年の例に異ならず幼者長者に逢へば即ち叩頭し長者爲に祝詞(吉祥如意連陞三級等の類)を道ひ以て之を頌す商賈は皆業を休み門戸を閉ぢ鐘鼓を鳴し爆竹を放つを以て其日を送る此日街上只見る車馬織るが如く往來烟塵空に漲るを皆年賀者なり

上元

正月十五日を上元節とす十三日より十七日に至る五日間は市中花灯を懸け以て慶祝の意を表す(限るに五日を以てする者は五穀豊登の意に取ると云但十四日は道光帝の忌辰に係るを以て

清明

て此日を除き唯四日を剩す(夜に入れば燈花星繁煌々として盡の如く市中に烟火を放ち遊人四集し車馬斷へず以て夜半に至る(但野郎のみにして婦女の出遊する者なきを以て甚殺風景なるを覺ふ)此日商家皆鐘を鳴し鼓を打ち歌唱樂を作す之を慶賀佳節と稱す

清明節は或は二月或は三月其年分に因て之を異にす此の節に至れば人々皆祖宗の墳墓に往き紙錢を燒き酒肴を備へ以て祭奠をなし又土を墳墓の上に加ゆ之を敷き土と謂ふ此日兒女は皆楊柳の小枝を髪際には挿む鄙俗に曰く清明に柳を載せざれば死して黄狗となると按ずるに此日は乃ち古の禁烟節にして晋の文公の未だ位に即かざるとき介子推隨從して列國に周遊し顔る功績あり後文公國を得子推官たるを願はず老母を扶け逃れ

て綿山に隠る晉君親ら往て之を訪ひ三日を経て未だ之を見ず
 乃ち命じて火を放ち山を焚く料るに子推必ず火を畏れて出づ
 べしと然れども子推終に肯て出でず火熄むの後再び人を遣は
 して再び之を求めしに子推其母と偕に木を抱て死するを見
 君之を哀み命じて廟を立て以て祀る綿山の居民毎年子推の死
 日兩三日前を期し昔烟火を擧げず日々冷物を喰ひ並に柳枝を
 門に挿み以て子推の魂を招て之を祭ると云ふ(綿山は今の山西
 省介休縣にあり其地の風俗今に至りて尙然り)

端午陽(又天中節と名く)

五月五日を端陽節とす家々皆櫻桃桑椹角黍を佛前に供へ又蒲
 艾を門に挿む(俗に謂ふ蒲の形劍に似たり邪魔を斬除すべし艾
 葉の性以て疫病を避くべし)又黄紙を以て硃書の符を作り或
 は天師五毒(蛇、蝦蟇、蜈蚣、蝎、虎)を五毒と云ふを捉ふるの像を畫き

門首に貼付す蓋し邪祟を避くるの意に取るなり此日昔雄黄酒
 を飲む曰く諸毒を避くべし又之を以て床に酒を或は小兒の
 耳及び鼻に塗て曰く虫蟻近く能はずと又鬪闘の中綵片を剪て
 櫻桃桑椹角黍葫蘆等を作り小兒辨髮の上に掲ぐ按ずるに角黍
 の製楚より始るが如し史に記す屈原既に放たれ澤畔に行吟す
 後五月五日に於て自ら汨羅江に投じて今この湖南にあり死す土
 人其を哀み毎年此日に於て竹葉に米を裹み角形をなし江に沈
 めて之を祭る又蛟龍の之を食はんことを恐れ彩線を以て之を
 繋ぐと爾來五月五日に之を用ふるを例となす

七夕

傳へ言ふ牽牛織女と曾て夫婦たり後別れて天河の爲に隔てら
 れ常に相會すること能はず毎年七月七日の夕衆鶩相集り一橋
 を天河の上に結ぶ故に七夕閨中の少女瓜果を庭園に陳し以て

織女を祭る之を乞巧と謂ふ
 七月十五日都人皆祖宗の墳墓を祭る(零清明と同じ)佛を信ずるの徒は此夜經を誦し食を鬼魂に施す又紙を以て船或は橋等の物を造りて之を燒き或は蓮花燈を造りて水中に點ず之を放河燈と謂ふ(俗に謂ふ船橋は用て以て鬼魂を濟し河燈は用て以て幽冥を照すと)俗間亦各種の燈火を用ひ以て遊戯をなす俗間相傳ふ此日は孟蘭觀音鬼魂を濟度するの期なり或は曰く如來佛一の寶盆あり其名を孟蘭盆と謂ひ盆中奇花異果を藏し此日に於て之を諸弟子に分與すと其説一ならず佛家此日を孟蘭會と謂ふ

中秋 (又團圓節と名く)

八月十五日毎月月に供するに月亮馬(五色を以て月宮の形狀を

紙上に畫きしもの又兎の像ありを用ひ又庭中果品及び月餅(麪を以て油に和し圓餅を製す其形滿月の如し糖を用ひて餡とす)を陳し香を焚て之を祭り終りて闔家團座して暢飲す之を團圓會と謂ふ節の前三四日に至れば滿街都べて果品皆月に供するが爲なり又泥塑の兎神を賣る者あり俗之を兎兒節と謂ふ或は盆石を作りて其上無數の兎を按排するものあり兎兒山と謂ひ皆彩色を以て之を繪き以て兒女の玩物となす

重阳 (又登高節と名く)

九月九日都人皆酒を携へ郊外に遊び高臺に登り暢飲す固より雅俗を分たざるなり此日土城關に往く者最も多し(德勝門外にあり乃ち元の城址なり)

除夕

十二月三十日家神を迎ふるの俗あり相傳へ曰く家々必ず竈神

あり常に一家の善惡を察して之を冊に記し毎年十二月二十三日を以て天に上り上帝に面奏し除夕に至り乃ち下り來ると故に此夜香を焚て獻供し爆竹を放ち以て奉迎曉に徹す明くれば則ち元旦なり

◎ 服裝一斑

官吏の品服皆定制あり以て相混すべからず文官は飛禽を用ゐ武職は走獸を用ゐ以て徽章とす皆金絲を以て尺許の方幅に之を繡ふ品級に依りて各々其形を異にす之を朝服(大禮服)と謂ふ歌あり以て之を分つに足る一二仙鶴與錦雞三四孔雀雲雁飛五品白鷗惟一様六七鸞鶴鶴宜八九品官並雜職鶴鷄練雀共黃鸝風憲衙門(都察院)專執法特加擬多邁倫彝(以上文官)公侯駙馬伯、

麟白澤與一二是獅子三四虎豹優五六熊羆俊七品定爲彪八九是海馬花樣有犀牛(以上武職)北京は支那の帝都たるを以て王公貴官最も多く大典朝賀の時は朝服燦然人目を射る尋常慶典の時は唯蟒袍袖襖(通常禮服)を用ゆるのみにして平素入朝するときは尋常の袍襖(官吏の制服)に止まる文官四品以上武官三品以上は冬月貂皮の衣服を用ゆるを許さる(軍機處及び翰林院の官吏は其品級を論ぜず均しく之を用ゆるを許す)文官五品以上は普朝珠(珠數なり之を首に懸く)を用ゆ在京武官五品以上は普花領を戴き六品以下は總て藍領を戴くを得是れ品服の大畧なり

便服

昔は服の窄小なるを尙びしが當時は皆寛大なるを用ゆるに至

れり夏は白色を尙び冬は雜色を用ゐる白きは之を思ひ(冬衣の白
色は皆喪服なり)而して四時の衣服は藍色最も多く青灰二色之
に次ぎ黄色に至ては唯帝室之用ゆるのみ(宗室は黄帶を用ゆ
るを許す)春秋は帶を用ふれども夏月は則ち否らず冬は皮衣を
用ゐる夏は紗葛を用ゆ是便服の大畧なり

馬褂

外套の短き者を馬褂と謂ふ皮、綿、夾、單等其品質一ならず舊式は
短窄なるを尙び腰に至るを以て限となしたれども近年に至る
に及で其最も長寛なるを尙ぶ故に往々長衣より短きこと僅に
數寸に過ぎざるものあり俗之を大馬褂と謂ふ惡徒等最も好んで
着する所なり

細衫

春夏の候都人多く細衫を用ひ綢或は羅を以て之を作る其色原

と蛋青を尙ぶ近年多く洋藍を用ゆ乃ち時尚の服なり

女服

北方女服は原素樸を尙ぶ八旗に於て特に然りとす滿漢婦女
の服其式自から相同じからず滿裝は長く地に拖き漢裝は短衣
を着して裙を用ゆ少女は紅綠色を尙び老婦は青藍色を尙ぶ衣
の鐵邊は皆素青緞を用ゆ(青色にして摸樣なき者)然れども近年
に至ては老少を論ぜず多く雅素の衣を着し其鐵邊も亦改めて
繡花緞(摸樣ある者)を用ゐる各奇を争ひ巧を闘はし其價も亦昔日
に倍すと云聞く滿衣は本と奢きを尙び漢衣は寛きを尙ぶと今
は則ち滿漢共に寛きを用ゆるに至れり滿洲婦女子の禮服亦袍
袴あり零男子の服の如くなるも較や寛大なるを覺ふ漢人の禮
服は袴ありて袍なし

漢裝の裙は其式一ならず聞く古の裙は之を鳳尾裙(五色相間は故に名く)と謂ひ時序を按して毎に易たるものなりと近來に至りて裙皆一色別に四時を論ぜず大概單裙を用ゐる其製亦褶多く零西洋婦人の裙の如し俗之を稱して魚鱗百褶と謂ふ

袍套

袍套とは即ち前に謂ふ所の袍褂なり貴官の時尙最も好んで官衣を比較し相争うて以て其豪華に誇る皮袍套より紗葛に至るまで一歳の中衣を易ふること凡そ十二次其名を大毛、中毛、小毛、毡、棉、毡夾、網棉、網夾、單絹、實紗、芝蔴紗、漏紗、黃葛紗と謂ふ其中又各種に分ち且皮衣の種類も多し大抵貂皮、海龍、天馬、火狐、元狐、洋鼠、麋、種羊皮、羔羊皮、珍珠皮等の類なり而して毎件の價數十金より多きは數百金に至る

◎貨幣制度一斑

通貨

支那の通貨は銅を以て本位と爲す金銀は唯銅貨を助けて公私一般の通用に供するに過ぎざれば官之を鑄造せず蓋し銅貨は官設の造幣局あり其製する所の貨幣を名けて錢と謂ふ錢に二様あり北京に於て鑄造し以て内廷の用に供する者を機錢と曰ひ各省に於て鑄造し以て地方に行ふものを制錢と曰ふ凡錢は圓形にして中に方孔を穿ち表面の文を通寶と曰ひ冠するに年號を以てし裏面に滿洲字を以て其鑄造する所の局名を記す(機錢は我國の寛永通寶廿文錢に同じく制錢は同十文錢に同じ) 支那通用の銀は北京及び各省都會の爐房即ち銀兩鑄造を業と

銀色

するものが公私の依託を受けて各種の銀を鑄造し以て錠となすを云ふ其式一ならず最大の錠を元寶と曰ひ(形船の如し重さ五十兩有奇)其次を小元寶と曰ふ(重さ十兩)鑄て方形をなす者あり之を方釐と曰ふ(重さ五兩十兩等)しからず(鑄て圓形をなす者あり之を銀子と曰ふ)重さ一兩より五兩に至る(錠銀は大抵此類に止る若夫少量の銀の如きは皆剪碎して細末となし名けて碎銀と曰ふ)之を使用するには一々秤量せざるべからず(其銀色は元寶最上にして松江を最下とす)江蘇省松江府の鑄る所然れども利慾則ち生命とも云ふべき支那人は多く劣銀を以て佳銀に混入し以て不正の利益を圖る者比々皆是なり故に銀色に通曉せざる者の如きは常に損失を免れず其不正銀を稱して傾錮作と謂ふ

鑄銀

毎年租税を徴収するの期に至れば先づ各州縣より之を徴收し而して後布政司衙門に發送す布政司は各地の租銀を一處に集め民業者の手を借らざして之を鑄解し其質の佳なる者を存して劣なる者を去り大小元寶錠銀の類を鑄製して各本省の字號を鑄り時を按じて北京に送り之を府庫に納め以て國用に充つと云ふ

剪銀

政府俸銀を支發せんと欲して會々碎銀を用ふべき者あれば則ち大銀を以て整銀を剪裁し小碎塊となして之を使用す其剪刀甚だ銳利にして其法亦捷速其大元寶を剪て二三錢の小塊數百個を作ること一瞬間に過ぎず俗之を夾銀子と謂ふ民間亦此法あり故に事に通ぜざる頑固商人の如きは外人若し洋銀を以て物を買ひ釣錢を請ふとあれば直に客の面前に其銀を剪碎

して憚る所なし
 支那には古來紙幣なし唯京中票子ありて纔に其用を爲す票子は錢鋪(我國の兩換屋の如し)の製造し且つ發行する者にして幅一二寸縦四五寸の紙に錢數を書し赤壁の賦など彫刻したる印判二三を押したる者(錢鋪若し資本を損するときは則ち票子の發行を停止し専ら舊票を收回して閉店するを例とす然れども是唯表面の儀式のみ其實は孰も多額の票子を發行し竊に逃走する者甚しとせず政府の禁令ありと雖も其弊を防ぐこと甚だ難し故に票子は多く所持せざるを以て妙とす各錢鋪出す所の票子は大き抵一二百吊(一吊は我十錢餘)より千萬吊に至る而して京中の票子は只京中に通用するのみにして一たび地を易ふれば則ち廢紙

たり

◎ 文官登用試験法一斑
 科目緣起

按ずるに周制賢者の貢賓興の典あり(詳細は周禮に見ゆ)漢の文帝は皆其人の才學徳望顯著なる者を選拔し長吏之を朝に薦るものにして別に試験の制により登庸せられたるものにはあらざりき宣帝の時に至りて始めて文學を擧げ明經を以て郎と爲るの規程を設く是を経學科目の始とす光武帝乃ち歲擧の制を定め隋進士科を置き唐興て又之に依る武后に至りて親ら殿前に試るの例を啓き所謂殿試の制を創む蓋し當時の科題は皆詩賦策論のみに過ぎざりしが宋に至りて之に經義を加へ三年一擧の

例を定めたり元は専ら此方法に依りて施行し明の洪武の初めは仍舊法を用ゐたりしが同十七年に至りて始めて科擧程式を定め四書五經を以て題を命じ兼て策論を試む初め各省より秀才を取次で順次上進せしむるの規程を設け而して毎三年一たび試験を擧行す子午卯酉の年は郷試を行ひ辰戌丑未の年は會試を行ふ殿試は則ち試みるに策論一篇を以てし其成績の良否に因て進士及第進士出身同進士出身(學位)を賜ひ職を授くる各々差あり現清朝の制度は大抵明の法に倣ひ鄉會兩試は均しく三場を以て期とす(每一場三日三場共に九日)第一場は四書題文三篇五言八韻時一首を試み第二場は五經題文五篇を試み第三場は策論一篇を試む試験の方法は房考官(試験委員)先づ其詩文を閱讀し其佳なる者を選で之て大主考(試験委員長)に呈す大主考は乃ち品評斟酌し其優等なる者を選で之を取ると云ふ

小考

翰林院出身の官吏中より才學兼備なる者を選で學政に任じ之を各省に派遣し専ら地方の學務を管理せしむ(三年を以て交代す)地方讀書の士は先づ童生の試験に應じ再び生員(生員)の試験に應じ(生員は即ち秀才なり)之を小考と謂ふ皆學政より題を與へ其答案の優者を撰び豫め定額を按じて之れを取る秀才に及第したるものは郷試に應ずるを得べく會試に及第すれば乃ち始めて仕途に入ることを得るなり

郷試

(一)に秋圍と名く蓋し郷試は秋月に在るを以てなり圍は場義子午卯酉の年に擧行するを正科といふ若し朝廷に慶賀大典等の事あれば其年の如何に拘はらず必ず臨時の一回を添

ふ之を恩科と謂ふ）
 毎三年一回皇帝正副考官試驗委員各一名を各省城に派遣し所在の秀才を試験し額を按じて之を取らざる者は來て順天府に在るを以てなり）
 各省の秀才本省に於て受験するを願はざる者は來て順天府に在るを以てなり）
 應ずることを得べし郷試に及第せし者は通じて之を舉人と謂ひ別々に又其第一名より第五名に至るまでを總稱して五魁と謂ふ
 郷試の期既に近ければ所在の郷試に應ずべき秀才を北京の國子監に召集し先づ之が假試験を行ひ其文理通暢なる者を撰び姓名を録して之を順天府に送付し同府は其名を按じて考卷（試験

錄科

用紙の準備をなし而かる後郷試を受くるとを許す其文理通ぜざる者は總て除名して入場せしめず之を錄科と謂ふ
 郷試終て後再び新及第の舉人を試験し（作文一篇其文章筆法前者と符合するや否を識別し以て假胃の弊を杜ぐ）會試も亦同じ然れども賄賂盛行はれ是等の手段遂に勞徒に屬す
 會試
 （又春國と名く春月に在るを以てなり辰戌丑未の年に舉行するを正科と謂恩科の例は郷試に同じ）
 毎三年一次全國の舉人悉く北京に來て試験に應ず之を會試と謂ふ其問題は皇帝の欽命に係る及第者を貢士と謂ひ其第一名を會元と謂ふ

會試終れば日を擇んで新及第の衆貢士を宮中なる保和殿に召集し再び試験を舉行す之を殿試と謂ふ其問題は皇帝欽出の策問に係る殿試既に畢れば貢士の文章を殿覽に供し皇帝は親ら次に序を欽定し日を擇んで衆貢士を太和殿に召集す鴻臚寺官欽定の次序を按して指名點呼す次序は一二三の三甲に分ち一は三名三鼎甲と稱し其第一一名を狀元と謂ひ第二名を榜眼と謂ひ第三名を探花と謂ふ二甲三甲に至つては員數一定ならず一甲三名には進士及第を賜ひ二甲には均しく進士出身を賜ひ三甲には均しく同進士出身を賜ふ其の二甲の第一一名を稱して傳臚と謂ふ

殿試傳臚の後例に照して狀元に修撰(從六品)を授け榜眼探花に殿試傳臚の朝考

は編修(正七品)を授く此外は均しく朝考を俟て職を授く朝考當日には皇帝數名の大員を欽派し題を命じて一文一時を作らしめ欽派の各大臣同閱讀し等級を評定して覆奏す一等者には翰林院庶吉士を授け二等者には主事を授け各部(部は官衙の最大なる者にして我國の省に同じ)に分て行走(見習の義)せしむ三等者には或は内閣中書を授け或は知縣を以て各地方に分發して候補せしむ翰林院の官吏となる者は風塵俗吏と鄙めらるゝを以て人々是非も翰林院に入らんことを企望す故に其際は賄賂の最も盛んなる時期と知るべし其庶吉士は翰林院に在りて讀書一夕年の後再び之が試験を行ひ其優等者は仍翰林院に留めて編修を授け次等者は仍申書知縣等の官を以て之を用ゆ

凡そ郷試の年は皇帝正副考官各々一名(昔翰林院の官吏に係る)を各省城に派遣して之が試験を施行せしめ(順天主考は二三名均しからず)會試の年は正主考一名副主考二三名(皆一二品の官)を飲派して之を舉行せしむ其考卷は均しく先づ房考官之を批閱し其の佳なる者を撰擇して主考に呈し北京の郷試に宛房考官には翰林院の官吏中より十餘名を撰派し外省の郷試には州縣中の進士出身者より之を採用す以上は文官登用試験方法順序の大要なり其他尙之に随伴せる奇事異聞も亦抄しとせず其は後日を俟て再び之を記述することあるべし

鹿鳴宴
郷試の後皇帝は各本省の府堂に於て宴を新及第の舉人に賜ふ

之を鹿鳴宴と謂ふ(其名は詩の「呦々鹿鳴、食野之萍、我有嘉賓、鼓瑟吹笙」の四句の意に取る)舉人及第の後六十年を過ぎ仍存在する者あれば各本省の長吏之を朝廷に奏上し皇帝は恩を加て其再び鹿鳴宴に赴くを許す之を重赴鹿鳴と謂ふ人皆以て榮と爲す

恩榮宴
會試後殿中に於て宴を新出の進士に賜ふ之を恩榮宴と謂ふ(國家の恩榮を受くるの意に取る)又瓊林宴と稱す(瓊は寶玉なり林は衆多なり)國家人才を得るの多きを謂ふなり(其進士及第の後六十年を過ぐる者亦鹿鳴宴の例による之を重赴瓊林と謂ふ)

◎武官登用試験法一斑

武科とは武藝及び文學を以て武官を採用するの法制にして文

科の例規に本之を設くるものとす(起原年代を詳にせず)其試
験方法は府縣試より殿試に至るまで皆同科にして之を文科に
比すれば甚だ簡易なり蓋し武科は専ら体格及び力技を以て主
とし文學は唯其餘事にして取て重きを措かざる也

府縣試

武官の府縣試(文生試験の後)に在り辰戌己未の年を以て之を行
ふ先づ騎射歩射力技武經(馬寫の四科)を以て縣試を爲し合格す
る者は之を本府に送り重て府試を受けしむ(科目は縣試に同じ)
其當撰する者を採て一の合格名簿を造り提督學政の臨檢を俟
て之を呈す(之を武童と稱す)

歲試

歲試とは提督學政が各學區を按して所在の武童を試験するの
開にして試業を分て二場とす文學を内場と謂ひ武藝を外場と

開ふ而して其順序は外場を先にして内場を後にす外場は學政
近營の武官と會同して之を試験す漢軍八旗及順天府(北京)は副
都統奉天府は協領一人を派し各省は副將參將遊擊の内一人を
派するを例とす試業は共に三場にして第一場を騎射とす射的
射器各々一次にして第一場に合格せざる者は第二場に入るを
許さず第二場を歩射及び勇技とす歩射は射侯一次勇技は開弓
舞刀撥石の三種にして合格せざる者は内場に入るを許さず第
三場は則ち内場にして武經三百字を默寫せしめ合格者を撰ん
で武秀才とし郷試に應ずることを得せしむ

郷試

郷試は子午卯酉の年十月を以て之を舉行す外場を分て二場と
し七八兩日を以て騎射を試み九、十、十一の三日を以て歩射及び
勇技を試む騎射は三個の標的を樹て其距離各々三十五歩馬を

馳すること一次三矢を發す重て地毯を射る亦た一矢を發す歩
 射は受驗者十人を以て一列となし標的を離ること三十歩毎
 人六矢を發す勇技は弓刀石の三種にして弓には八力十力十二
 力の別あり刀には八十斤百斤百二十斤の別あり石には二百斤
 二百五十斤三百斤の別あり凡そ勇技の試験は弓は必ず開滿を
 要し刀は必ず舞化を要し石は必ず地を離ること一尺以上を
 要す合格者は十四日を以て内場に入し武經三百字を默寫せ
 しむ合格者を武舉人と謂ふ
 外場試験の考官には順天府は領侍衛內大臣滿洲大學士八旗都
 統の內四人を以てし監試大臣には滿漢侍郎の內二人を以てし
 監試御史四人内監試御史二人は滿漢御史の內を以て之に充つ
 内場は正副考官二人順天府は内閣以下六部都察院翰林院詹事
 府の堂官を以てし外場官四人は各部の員外郎及び主事の內を

以て用ゆ各省は總督巡撫を以て内外場の監臨主考官となす外
 場は特に提督又は總兵と會同して之を監視す
 會試とは辰戌丑未の歲九月を以て各省の武舉人を兵部(陸軍省)
 に召集し以て試験を施行するを謂ふ外場は五、六、七の三日を以
 て騎射を試み八、九、十の三日を以て歩射及び勇技を試み内場は
 則ち十四日を以て武經を默寫せしむ試験の定則は總て郷試に
 同く主考官以下も亦順天郷試に異なることなければ會試に在て
 は但知武舉一人提調官二人を増す試験畢るの後内外兩場に及
 第する者を双好と稱し外場にのみ及第する者を單好と稱す
 殿試は會試後十月十五日を以て之を開き國帝親ら之を考試す
 讀卷官には内閣及び吏部禮部刑部工部都察院通政司大理寺翰林

床上に偃臥して日夜吹吸す悪臭鼻を衝き煙氣人に逼り人をし
て嘔吐に堪へざらしむ婦女亦之を吃する者あり皆曰く鴉片を
吸喫するの徒は男女を論ぜず淫情甚熾にして抑制す可からず
と故に夫婦にして相共に之を吃する者の如きは最も其死を速
にすと云ふ

◎斷癮丸

近年市中斷癮丸藥を賣る者甚多し(英醫の發明に係る)皆謂ふ之
を服すれば立に烟毒を除去すべしと然れ共之を服する者能く
烟を離るゝも藥を離るゝ能はず蓋し藥中亦鴉片あるが爲なり

◎子平

易者あり人の生年月日時八字(八字とは譬ば庚辰の年辛巳の月

乙未の日丁丑の時といふの類)を以て書を按し之を推算して人
の禍福天壽を知ると云ふ蓋其法宋の徐子平より傳る故に其術
を名て子平正理と謂ふ俗に算命的と謂ふ街上賣卜者極て多し

◎演禽

演禽は則ち吉凶禍福を占ふの術なり或は周易を用ゆる者あり
或は六壬術を用ゆる者あり其法一ならず其六壬術と稱する者
は許多の棋子に星辰の名を書し占卦の時日を按して排列凶星
に遇へば則ち凶吉星に遇へば則ち吉と云ふ其星に天禽朱雀等
の名あり故に其術を演禽と謂ふ俗に占卦的と謂ふ

◎相法

是亦人を相するの術なり其法掌中の紋(男は左女は右)及び顔色

眼耳鼻口の形状を看て一生の吉凶を定む之を相法或は風鑑と
曰ふ恐人の常として是等の術を信する者甚多く故に此等の術を
業とし以て人を欺く者亦少からず大道の兩傍机案を排して椅
子に倚る者は皆賣卜者なり

◎紅事

(吉兆慶事を總て紅事又は喜事と云ふ)
都門の俗女家は成るべく翁姑妯娌翁の姉妹を妯娌と云ふのな
き男家を擇び敢て自家門閥の高下を揣らず唯婿家の富有なる
を擇び専ら聘禮の豊厚なるを常とす填房(我國の俗跡入
と稱するもの)即ち繼室は唯首師衣服の類を以て男家に索め貧
婪厭くなく毫も愧づる所なし
初め媒介者の婚姻を謀るや先づ男女の年紀及び生月日時を紙

に書し之を算命的(賣卜者)に付し以て其良否如何を卜せしむ之
を庚帖と云ふ卜筮既に吉なれば之を合婚と稱し端陽或は中秋
等の節禮を送るの日を以て婚禮の期を報ず之を報期と云ふ期
に先づこと三日男家は嫁装を作りて之を女家に贈り(所謂裝盒
なり)女家は福祿を全うせる人を求めて裝を開かしむ(所謂開盒
是なり)而して愈期に臨めば男家は花轎(新婦の乗用)を發し兩媒
者と相共に新婦人を迎ふ
新郎の女家に至るや婢僕は故らに門を閉て之を入れず其間男
家の諸人は總べて門外に立ち音楽を奏し新郎女家の婢僕に酒
錢を贈るを待ちて門始めて開け皆中に入る
新婦嫁期に臨めば闈房中に於て其姉妹を宴するの例あり之を
荐行と謂ふ其行くに臨み先人を祭るを辭祖と云ふ
新婦將に嫁がんとす則ち必ず紅綢を以て其頭を蓋ひ紅衣を以

て身を套す新婦の女友紅紙を持し花轎を繞ること三匝以て之を環視す(之を照轎と云ふ)終れば更に瓜子落花生及び桂花等を以て轎中に撒く(之れを撒轎と云ふ)是の時總べて嬌婦を忌避するものは或ひは新婦の心意を感觸することあらんを恐れてなり其行くや前導の多少一ならず新婦親迎すれば則ち新婦前列に立つ男家に着すれば新婦は轎を開て之を迎へ而かる後帳に座し杯を交はす
次日新婦は衣冠乘輿して以て親戚朋友の門に謝す(之を謝親と謂ふ)新婦は又堂上に上り姑嬢及び衆客を拜す長上各々賞するに錢を以てす(之を拜錢と云ふ)其三日後勝手に於て故らに庖人を遣けて零落の状を爲し以て新婦を掣肘するの例あり此時豆腐の中に挿むに竹簽を以てし新婦をして之を割らしむ其翌日

は新夫婦相共に母家に歸る(之を回門と云ふ)
婚姻の費用は莫大なるものにして貧者と雖も七八十圓を下らず富貴の徒に至ては實に千百測り得可からず

◎養兒子

支那の俗子を産む者あれば其親戚朋友は各猪肺・牡雞・紅白糖・紅網等を贈り以て賀儀と爲す母家は又別に添ふるに見衣・見帽を以てし(之を毛衫と謂ふ)更に又金銀玉鎖の類を加ふ(之を百家鎖と謂ふ)然ども是皆中人以上の禮のみ貧家に至ては或は其名を僧道の寺廟に記し或は乞丐を拜して母となす蓋し皆小兒の成長し易きを欲するの意なり
産婆は接生婆又穩婆と稱す兒の將に出産せんとするや産婆は紅糖を混じたる開水(湯)を産婦に吞ましむ出産の時偶々客の來

るあれば之れを稱して逢生と謂ひ必ず飽かしむるに食物を以てす其の人之れを食ふこと多ければ將來生兒の福祿厚しとて大に之れを喜ぶ

産後既に一月に及べば兒の爲に宴を設け以て親朋の賀に酬ゆ又兒を抱き堂に上りて祖を拜し親を拜せしめ最後に其胎髪を剃る之を做満月と謂ふ又滿年に至れば再び宴を張り親朋を會し之を做周歲又は抓周と云ふ文武商工等の器具を幼兒の前に置き兒の之を取らに任せ因て以て兒の將來の業を卜定す此時母家は必ず青布衫及び彭祖鞋と稱する鞋を贈るを例とす蓋し其壽の彭祖が如くならんことを祝するの意なり

幼兒既に十歳に及べば又宴を設けて之を祝す曾て兒の名を僧道に記せしものは其寺廟に赴き香を燒き花を獻じて説法を聽く其兒若し僧道たるを欲せざれば和尚は故らに幼兒の清規を

守らざるを責め之を逐ふまねして寺廟を出でしむ是則ち還俗の徵なり其俗人をして失笑に堪へざらしむ

◎ 壽筵

誕辰の期に至れば中人以上は皆盛宴を張り樂部を設けて演戲を爲して客を迎ふるの儀あり之を壽筵と謂ふ壽堂(賀宴の席)中には多く壽帳・壽屏・壽聯等を掛く男壽には人皆色紗・壽星を贈り女壽には麻姑・双壽又は三星八仙等の類を以てす更に又壽額・壽桃・壽酒・壽燭等を以てする者あり之を壽儀と謂ふ(又誕辰の前夜に賀を爲すの例あり之を禮壽と謂ふ期に臨みて最も先賀する者を拜壽又は拜生と謂ふ之を慶應するには必ず早麵席(馳走の總名なり)を以てす然れど午後に至れば稍々其馳走を減ずるの風あり貧家に至ては其慶應は僅に七碗四季盤(馳走の數の名)に

過ぎず散生の如きは則ち唯多く麵を煮て親朋の家贈るあるのみ又役夫若くは兵丁の如きに至ては概ね麵館(我國の蕎麥屋の如し)中に就き麵を買ひ以て親朋に贈る其法極めて簡約

臺灣島の概況

臺灣は支那の南に在り東洋咽喉の地位を占む形勢の雄偉は東洋に於ける軍事貿易兩者の全權を控制するに足る島嶼の長凡そ百里餘幅四十里面積は三千四百九十二方里ありて九州の十分の八に居る人口凡そ二百五十萬餘海里の水を隔てて福建省と相對し島の中央には山脈連亘して全島を横断す

清の初に當り鄭成功此の島に據て以て三世の忠節を全ふせり後葡人之を領有せしも暫くにして海賊の破ぶる所となり清朝之を收めて福建省に隸屬せしめ臺灣府を置き之を版圖に入れたり中央の山間に棲息する土民は即ち所謂生蕃にして亂髮裸躰徒既にして馳驅し獐豸を別たす南方海に瀕する一帯の地は稍開け土民は之を熟蕃と呼ぶ北方は夙に大陸と交通せしを以て殆んど支那内地と差異あるを見ず千八百五十八年(咸豐十年)天津條約により始めて臺灣府を開て外國との通商港となす續て長髮賊を平定したる英佛の勢に酬ゆるが爲め別に淡水港を開く臺灣の進歩之より始まれり清佛交戦の後劉銘傳福建省臺灣巡撫に任ぜられ大に改革の志を抱き乃ち建白して福建省の隸屬を絶ち之をして一個獨立の府

となし二府二廳六縣の組織となす即ち臺北府臺南府基隆府
南廳淡水縣新竹縣彰化縣嘉義縣鳳山縣義簡縣是なり又福建の
中央海中にある澎湖島を以て澎湖廳となし之を臺灣の管轄に
屬せしむ臺南府は即ち昔時の臺南府臺北府は即ち昔時の淡水
なり臺北は全島の首府にして四面皆山殆んど我西京に髣髴た
り劉銘傳城を築て此處に居る
淡水源を中央の山間に發し北流して隆基に至り轉じて西流し
山を以て山に入り城に傍ひ城を繞りて滬尾港に入る又殆んど
我鴨河の觀あり土質は混赤粘洲にして山野共に草木甚だ稀な
り唯雜灌木と亂草とありて山を蔽ひ矮松其間を點綴す平地に
は孟宗竹繁茂簇生し包圍せる四山の間は平坦水田遠く開け
て數里に及ぶ
臺北府城は數年前に築きし所にして石を疊み壁を繞り支那の

築城法に依る壁の厚さ二間高さ三間上部は凹形を爲し射彈
に便にす四門あり南に二門東西北各一門を設く
城壁に沿うて西南の方淡水河に臨み一大市街あり是即ち舊來
の船附にして孟炯と云ふ戸數二千許商戸櫛比すれども街衢
陋穢支那一般の市邑と異なるなし城の北門外五十丁許の處又
一市あり大稻程と云ふ河に臨みて五百許商店稠密亦頗る熱
鬧す臺北府は即ち此の二市の總稱なり
城内には欽差衙門(即ち巡撫衙門)布政使衙門臺北府淡水縣等の
役所あり又文廟武廟天后宮といへる三大廟あり何れも壯麗を
極む
市街は廣潤にして支那本地の市街の如く狹隘ならず其大通り
と稱する所は道幅六間にして狭き所も尙二間あり併し新開地
の事ゆゑ城内と云も其幾分は尙水田に屬し未だ悉く市街を形

くるに至らず
城内の家屋は概ね清潔なる二階造にして絶えて支那風は汚穢
を見且つ夜の往來頗る多し
又町内の家屋は我東京の銀座の如く悉く官設の長屋造なり之
を人民に貸與するには家賃平均四圓内外とす
商業は概ね福建人の手に成り多少の資本を有するも何れも望
を將來に屬して容易に資本を放せず故に現時の商業は未だ
見るに足るものなし土人中にも商業を營むものなきにあらざ
れど目立ちたる店は軒もなし
賣買品は複雑にして一様ならず其中最も多きは雜貨店なり即
ち乾物荒物紙類酒類穀類等を店先に並べて商ふもの多く一店
にして一品一物のみを限りて賣るものなし是れ新開地に於て

は已むを得ざる所ならん
私立郵便局は二三箇所ありて十八省到る所に通ぜざるはなし
郵税上海迄一封十錢なり唯々遞送の法整はざると配達方不行
届なるとの爲に上海迄の郵便は早くも十日の日數を要し遅き
は一月に渉ることあり
孟朔は舊來の市街にして商業頗る繁盛なり此地は土人の財産
家多し隨て多くの資本を投じて商業を營む者多し其商品は千
差萬別に於て一機ならずれども最目立ちて見ゆるは藥種商西
洋小間物商等なり
河邊には常に支那形中小船數十艘碇泊して物品の輸出入に従
事せり
河濱に到りて一見珍奇の感を起すは竹を以て造れる家屋多き
ことなり又竹を曲げて椅子を作り其他竹を木に代用して諸器

具を作りたるもの多し
 又河岸には開の設けありて輸出入品の税を徴收せり(支那舊來
 の税關にして外國に關係あり)
 滬尾港は臺北を距る凡そ五里淡水河口に在り戸數千餘戸後に
 透迤たる山脈を負ひ前に清冽なる河流を帶ぶ對岸は山骨稜立
 し北方遠く外洋を望む河口の廣さ十七八町にして常に數千隻
 の支那船と數隻の漁船碇泊せり港内水淺くして船舶は概ね數
 町の沖に碇泊し三板船を以て上陸す
 港頭には二三漁船會社支店あり又税關を設け船舶の出入必ず
 官吏(洋人)を派して之を検す其他電信分局海防府等の設けあり
 市街の模様は概ね大稻程と異なるなし
 東岸の山脈盡くる所に一砲臺あり滬尾大砲臺といふ臺北府に
 到るべき船舶の大なるものは凡て此港に於て荷物を陸上げし

更に小蒸氣船に轉載して大稻程に到る而して此小蒸氣船も亦
 滿潮の時にあらざれば進む能はず河口より進むに從て河幅漸
 く狭く遡ること二十町なれば河幅僅々二三丁に過ぎず之を過
 ぐれば河幅復た少しく廣まる
 基隆は臺北府を距る凡そ五里滬尾港より海路凡そ廿五里臺灣
 島東北盡頭の一港なり東西南の三面は山岳嶽々として連亘し
 北方一面は一望千里直ちに外洋に接す港の廣さ凡そ二十餘町
 灣口より港頭に到る凡そ二里港の南端に人家七八百戸あり是
 を基隆の市街とす基隆は我相州浦賀港に似て其大なるものな
 り
 市街は臺北府と相似たるも其繁榮は遠く孟艸大稻程に劣る市
 中には二三の外國商館あり
 港頭には二三の外國商館あり港内には數隻の漁船數十隻の支那船と共に碇

泊せり
二箇所の砲臺は其東岸に築かる一は港の中央に他は港の盡頭に在り曾て佛艦の襲ふ所となりて破碎せしも今回新に修繕を
加へたり
基隆港を距ること二里八斗といへる地に石炭鑛あり港頭より
鐵路敷き英人某を聘して其事務を總轄せしめ新式機械を以
て採掘し居れり其石炭は重に造船局及び機械局(支那本土に在
り)に於て使用するものなるも出入船舶にしてこれを求めんと
欲せば容易に購買するを得べし一噸の價格平均十二三元にし
て尙此他近傍各地に數箇所の小炭鑛あり何れも支那式機械を
以て開掘し居れり
大基隆近傍の土人は概ね漁業と鑛業とに依りて生計を營む
大稻程は孟州と同じく在來の船舶碇泊場にして廣東人福建人

土人相半す此地盛んに茶を製出するが爲に數年前より洋商の來
港する者多く頗に洋館を建築し居れり
茶業は中々盛大にして洋人の開設に係る茶商洋行七戸廣東人
の開設せるもの十數戸あり此等の支那製造人は數里外の村落
に行き毎一擔(計二萬斤)五弗内外にて茶葉を買ひ集め製造の後
之れを箱に收めて外人に賣渡すには一擔(二箱)を以つて一擔と
す平均八弗とす又直に村落に於て製造し之を市中に持來りて
取引するものあり
茶樹は我國の茶樹と異にして極めて矮小なり其の葉も赤色に
して味も亦美ならず然れども洋人は寧ろ臺灣茶を嗜みて我國
の茶を好まざ故に臺灣一島一ヶ年間茶の輸出高は日本全國の
輸出高に過ぐ
此港には支那形の中小船常に碇泊し又開を設けて輸出入税

を徵收すること孟桐の如し(孟桐の間は其分局なり)河幅僅々三四町にして深さ亦六七尺に過ぎず故に大船を入る能はず若し大船巨舶を通ずるを得ば兎に角商業上の一要港たるべきに惜むべし此地より滬尾港迄三隻の小汽船ありて日々數回淡水河を往復せり

電信局郵政局等ありて電信遞送等の事を掌る又市街と城の北門との間に製造局を設け鐵道に關する諸機械を製造せり商館は概ね洋風の建築にして且つ此地は洋商の居住者多きに付隨つて洋品及び罐詰類洋酒等の販賣店多し而して是等は概ね廣東人の出店に係る

其他美術品の該島市上に陳列しあるもの亦少らず我風景を描きたる玻璃繪の額面及び茶碗植木鉢臺物等の瀬戸物を其

重なる物となす臺南府に於ては我國の木綿織物漸く販賣の端緒を開きたり

通貨は一元と一文錢との二あるのみ一元は伊太利銀貨を没分量に叩き潰したるものにして中には日本銀貨墨西哥幣を混ぜることもあり而して鑄造法なきが爲め其形は圓形なるも中間四みて孟の如し是れ支那の一兩に換したるなり該島にては此の叩き潰したる通貨にあらざれば通用せず而して銀貨は極めて付僅かに四圓の引となる大錢は通常の一文錢にして我寛永通寶と零ぼ相同じく中には同通寶の混じ居ること亦甚からず小錢は我國往日の銅錢の如くにして其薄きこと紙の如く且つ小なり人民は本此の大錢を混じて通用せり然れども又大錢のみを用ふることもあり故に若し大錢のみなれば一文を一點と云

渤海灣内の海岸より北京 に到る沿道の形勢

渤海灣内の海岸より北京に至るには數條の道路ある由にて今
久しく清國に在留して此邊の地理に精通せる某氏の語るが儘
に之を左に記すべし

其一 太沽より天津を経て

北京に到るの道

太沽より北京までの道路凡そ四十二里三丁餘あり海岸より北
京に進むには第一の捷路なり道路も太沽天津間は善く修繕を
加へ路傍には楊柳を植ゑ電線を架設せり太沽新庄小沽馬廠天津

北塘蘆臺等に駐屯せる常備兵は概略二萬天津より北京に至る
の間は道路寛濶にして往來甚だ便なり然れども地形低窪なる
を以て七月より九月に至る三ヶ月間は降雨多く時々停滯して
水道路に溢れ宛然たる小川流をなす且つ高粱藪の如く田畝に
繁茂せるが爲めに用兵の害をなすこと少しとせず此沿道の飲
料水は河岸の地は河水を汲み河に遠き地は井水を汲む其の井
水を用水ゆるの法は濁水を豊に投じ明礬を混和して其渣滓の沈
澱するを待て之を用ふ地勢は海岸より北京に向つて漸く高く而
して砥平廣濶河西務以北に至り纒かに太行山(萬里長城は太行
山脈に築けり)と燕山とを見るのみ天津より北京に到るの地は
秋季收穫の後より初夏諸穀の稔るに至る迄の間は最も騎兵砲
兵等の馳驅に適せり

北塘より河西務に至る道路總計卅里一丁北塘は蘆運河の河口にして往時英佛同盟軍の上陸せし處なり北塘より蘆臺に至るの道路は總て修繕を加へ往來に便なり然ども道路の左右概むぬ製鹽地なるを以て此間飲水甚はだ乏し蘆臺より大官屯に至る間は田園概ね水に淹没し道路半ば滅河の堤上を通ず且つ貧村にして人家二三百に至るもの少し大官屯河西務に至るの間は道路稍長く村落多く樹木亦少なからず

其二 北塘より蘆臺及大官屯を経て河西務に至るの道

其三 陵河口より稻地豐臺林亭鎮寶抵縣香河縣を経て張家灣に至るの道

陵河口より張家灣に至る道路凡そ五十五里三十三丁半陵河口と稻地の間は道路平坦にして寛濶半ば砂地にして降雨の時と

雖も行軍に阻礙なかるべし而して村落多く概ね富裕にして生畜車輛も農民の業に用ふる者多し飲水は概むぬ井水に頼る然れども舊來の風習にて井の数は人口に比すれば甚だ少なし故に衆多の馬河水に遠き處に宿泊する時は必らず工兵の力を勞し井を鑿たざる可からず稻地より寶抵縣に至るの間は地勢低く加ふるに蘆運河三河還郷河等の水豊臺周邊の地に匯集す雨水多き年は七月より九月に至るの間は淹没して滔々滙際なく處々の村落恰かも島嶼の如し幾かに魚介となるを免かるゝのみ故に夏秋の候は此道車馬の通行を絶つと雖も舟楫の漕運は極めて便なり寶抵縣より張家灣に至るの間は地形稍や高燥にして車馬の通行阻礙なし然れども黄梁は北地作物の第一等に位置する者なるに依り夏秋の間は到る所地として黄梁ならざるなく一には通行の自由を阻礙し二には遠望を遮蔽す稻地

他より張家灣に至る間の河水に接するの村落のみ河水を飲む其

其四 灤河口より樂亭縣開平玉田縣邦

灤河口より北京に至る里程凡そ七十三里三十三丁半此道路は
海岸より京に進む數條の道路中に就て最も善良と稱す可し何
となれば川澤の道路に横はるなく且つ太沽天津の如き要塞重
兵の嚴備なく道路に沿へる村落は多く富饒にして生畜車輛を
徴發するに便なり其灤河口より開平に至るの間は土地砂質に
して雨水多き時と雖も車馬通行の困難は別路に比すれば極め
て少し又た村落の外にも露營を布くの地多し飲用の水は十に
七は井水を用ふ因て衆多人馬の用に供するは豫じめ工兵堀井
の準備なかる可らず地形は平坦なりと雖も開平に向うて漸く

高し木材は村落ある處は必らず多少の樹林あり(榆楊)開平より
玉田縣に至りて東西の官道に合す是より北京に至るの間道幅
八メートル乃至十二メートル降雨の候は車馬の通行稀なりと
雖も少く修理を加へ或は迂回すれば通ぜざること無し且つ玉
田より北京の間二十里乃至三十里を隔て七八百戸より一千戸
以上の村落多く舍營の便を得べし此間飲用の水總て井に頼る
而して此沿道の地形は總て平坦なるを以て砲兵騎兵等大に威
力を逞ふざるを得べし

其五 山海關より昌黎縣灤州を経て

豐潤縣に至るの道

山海關より昌黎縣灤州を経て豐潤縣に至る里程凡そ五十里九
丁半就中山海關より洋河に至るの間は概ね波狀地にして沙質
なり道路廣狭一ならず砲車の通行自由ならざる所往々有り人

山・海・關・より・豊・潤・縣・に・至・る・里・程・總・計・四・十・四・里・十・三・丁・就・中・山・海・關・
 より・撫・寧・縣・に・至・る・間・は・道・路・寬・濶・三・四・の・丘・陵・あり・て・道・に・横・は・
 る・砲・車・の・通・行・に・阻・礙・なし・撫・寧・縣・より・永・平・府・に・至・る・間・は・蒞・落・
 嶺・の・山・脈・あり・登・降・凡・そ・六・里・三・十・一・丁・餘・峻・坂・に・非・ず・車・馬・の・通・行・
 を・得・べし・然・れ・ど・も・野・砲・輜・重・車・の・如・き・は・恐・ら・く・は・通・行・す・可・ら・ず・
 何・と・な・れ・ば・清・國・車・輛・の・如・き・は・諸・車・皆・軌・轍・を・同・ふ・し・て・稍・や・小・な・
 り・故・に・道・路・自・ら・凹・形・を・爲・し・左・右・高・く・し・て・砲・輜・車・輪・の・運・轉・に・阻・
 礙・す・る・所・あり・永・平・府・より・沙・河・驛・に・至・る・間・は・沙・地・に・し・て・泥・
 濘・の・憂・ひ・な・し・然・れ・ど・も・車・行・甚・だ・遲・緩・な・り・而・し・て・運・河・の・渡・り・
 沙・河・驛・より・豐・潤・縣・に・至・る・間・は・二・三・の・小・山・脊・を・越・ゆ・左・右・に・山・
 あり・路・上・石・礫・あり・行・走・に・便・な・ら・ず・蓋・し・此・道・は・東・西・の・官・道・な・る・
 に・因・り・別・路・に・比・す・れ・ば・稍・廣・く・且・つ・良・し・此・の・道・路・に・係・は・る・村・落・
 は・概・ね・井・水・を・用・ゆ

民・は・概・ね・富・裕・に・し・て・且・つ・多・く・牛・を・畜・ふ・洋・河・よ・り・昌・黎・縣・を・經・て・
 靖・安・に・至・る・間・は・七・八・月・の・候・雨・水・多・き・時・は・道・路・尤・も・惡・く・空・車・
 と・雖・も・迂・曲・を・用・ゆ・る・に・非・ざ・れ・ば・通・行・困・難・な・る・所・あり・人・民・は・概・
 ね・富・裕・な・り・靖・安・よ・り・灤・州・に・至・る・間・は・道・路・沙・質・に・し・て・往・來・に・
 便・な・り・灤・河・は・船・に・非・ざ・れ・ば・渡・る・可・ら・ず・然・れ・ど・も・河・の・東・岸・樹・林・
 多・き・故・に・採・し・て・架・橋・の・用・に・充・つ・る・こ・と・を・得・べし・灤・州・よ・り・古・治・
 に・至・れ・ば・道・路・沙・地・に・し・て・右・は・横・山・に・沿・ひ・左・は・平・野・た・り・行・走・甚・
 だ・便・な・り・古・治・よ・り・豐・潤・縣・に・至・る・間・は・霖・雨・水・多・き・時・は・通・行・自・
 由・な・ら・ず・道・路・都・て・耕・地・よ・り・低・き・を・以・て・冬・春・種・莖・の・物・無・き・時・は・
 畦・圃・中・と・雖・も・通・行・す・る・を・得・べし・此・の・沿・道・の・用・水・は・總・て・井・水・に・
 し・て・河・水・を・用・ゆ・る・は・稀・なり

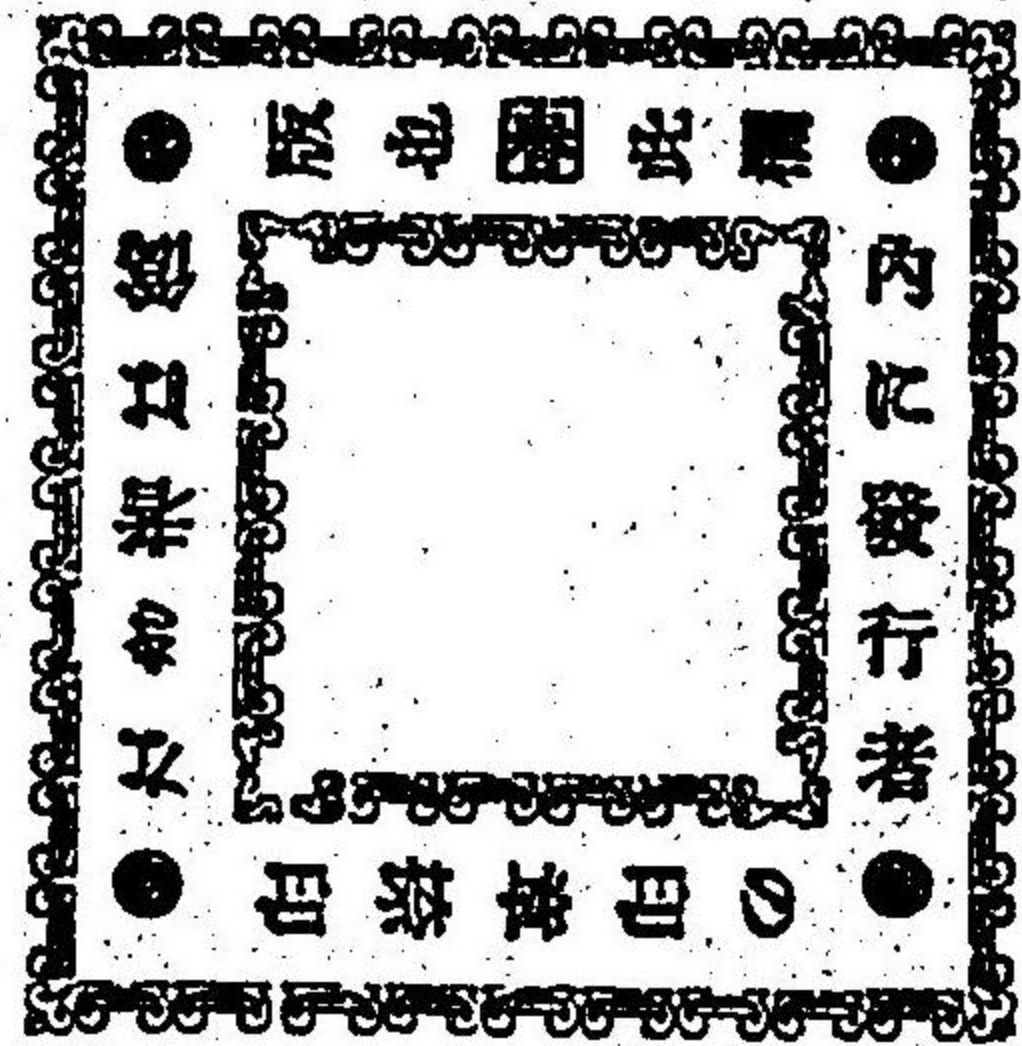
其六 山海關より永平府を経て
 豐潤縣に到るの道

北支那雜記 畢

5/35

明治二十七年十月廿九日印刷
同 年十一月二日發行

版權所有



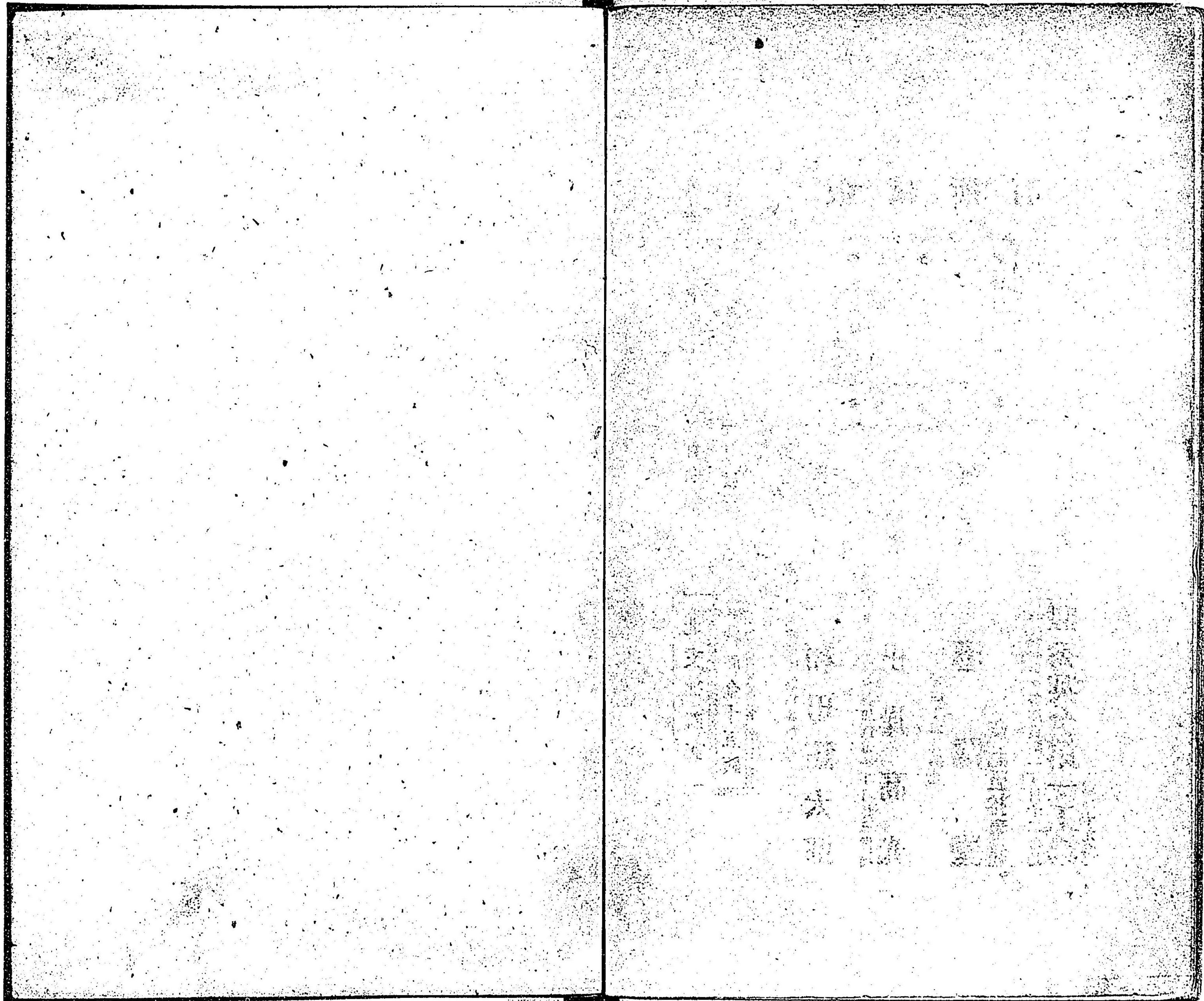
編輯兼發行者 和 田 篤 太 郎
東京市日本橋區通四丁目五番地

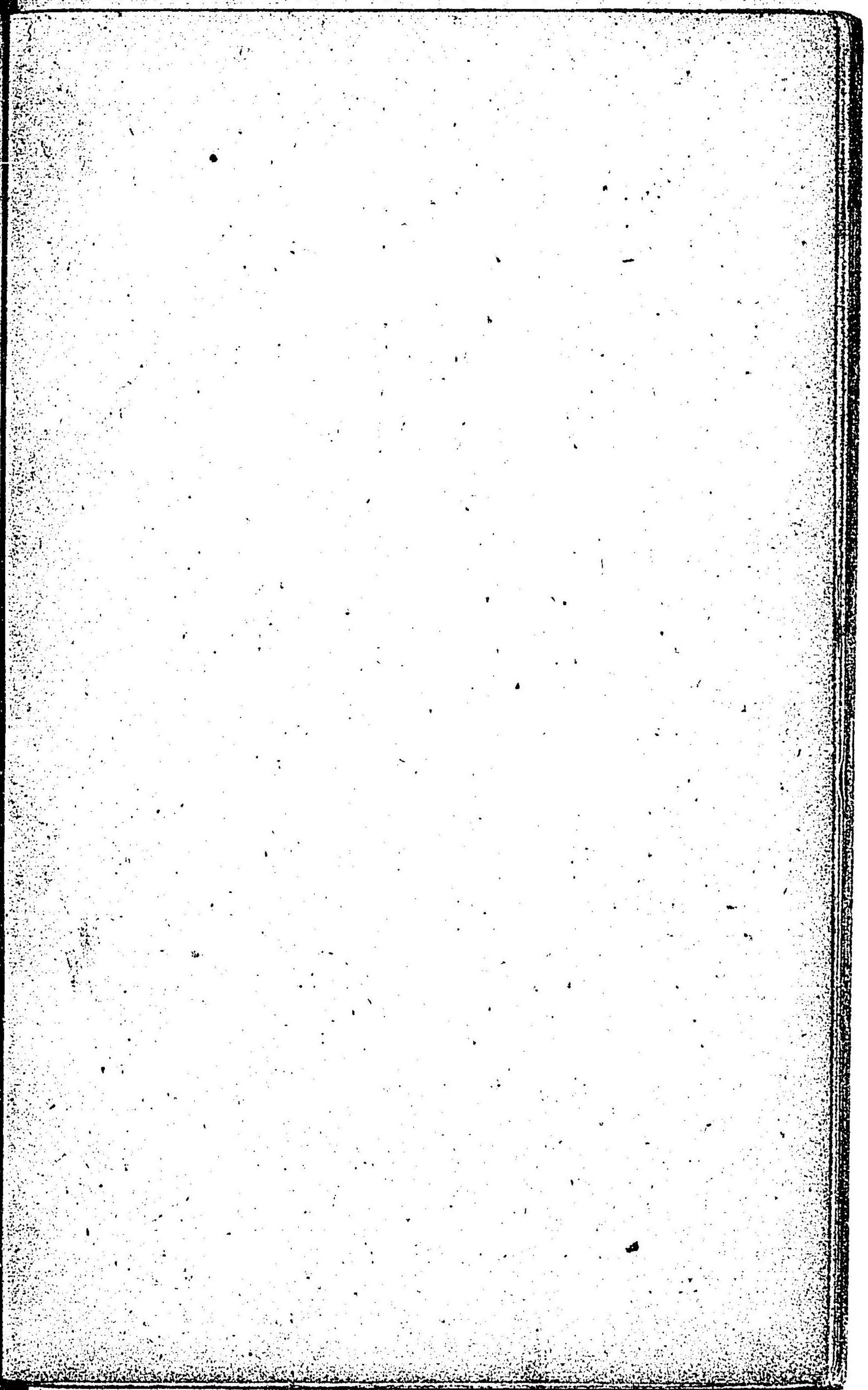
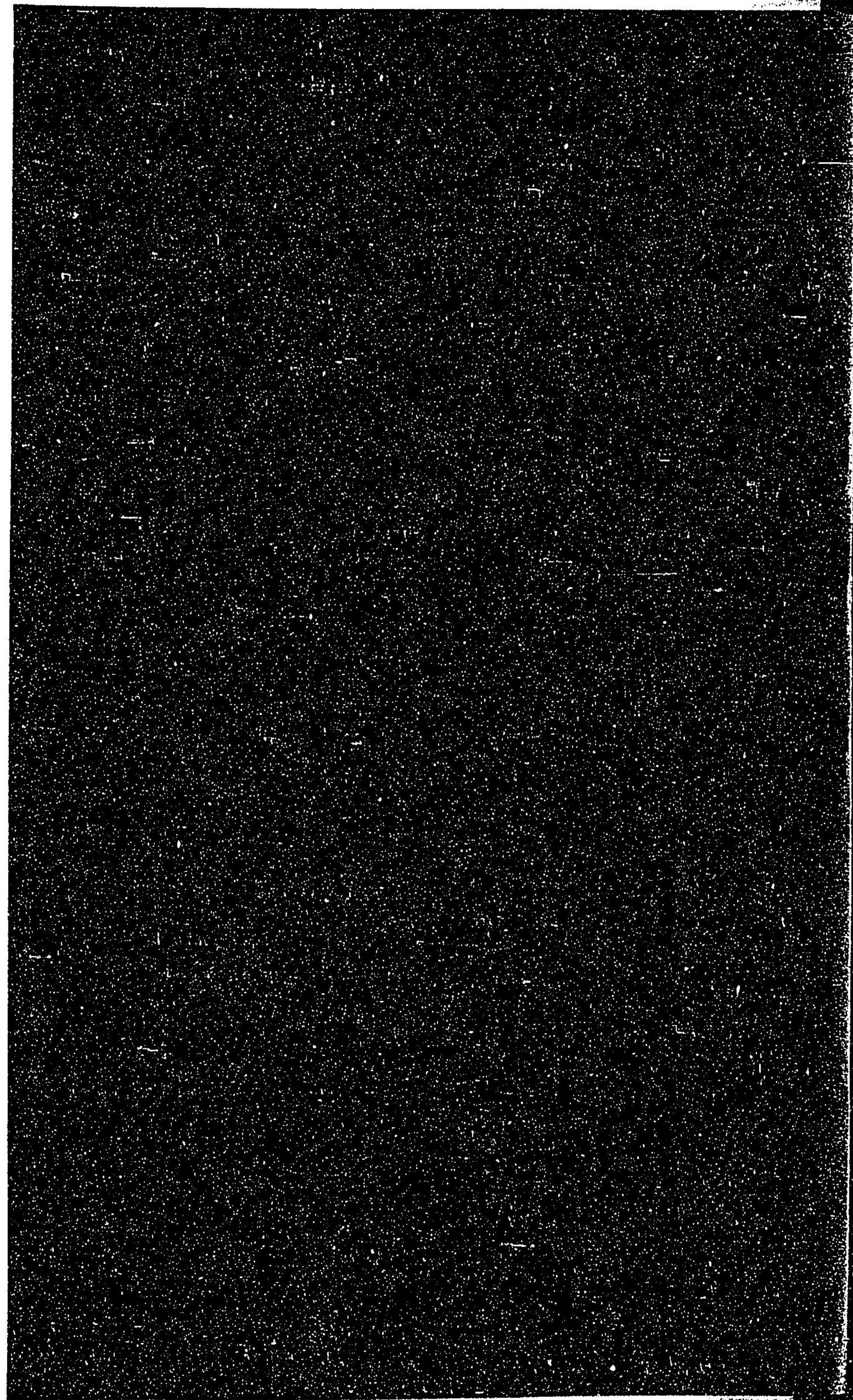
印刷者 根 岸 高 光
東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目廿三番地

發行所 春 陽 堂
東京市日本橋區通四丁目五番地

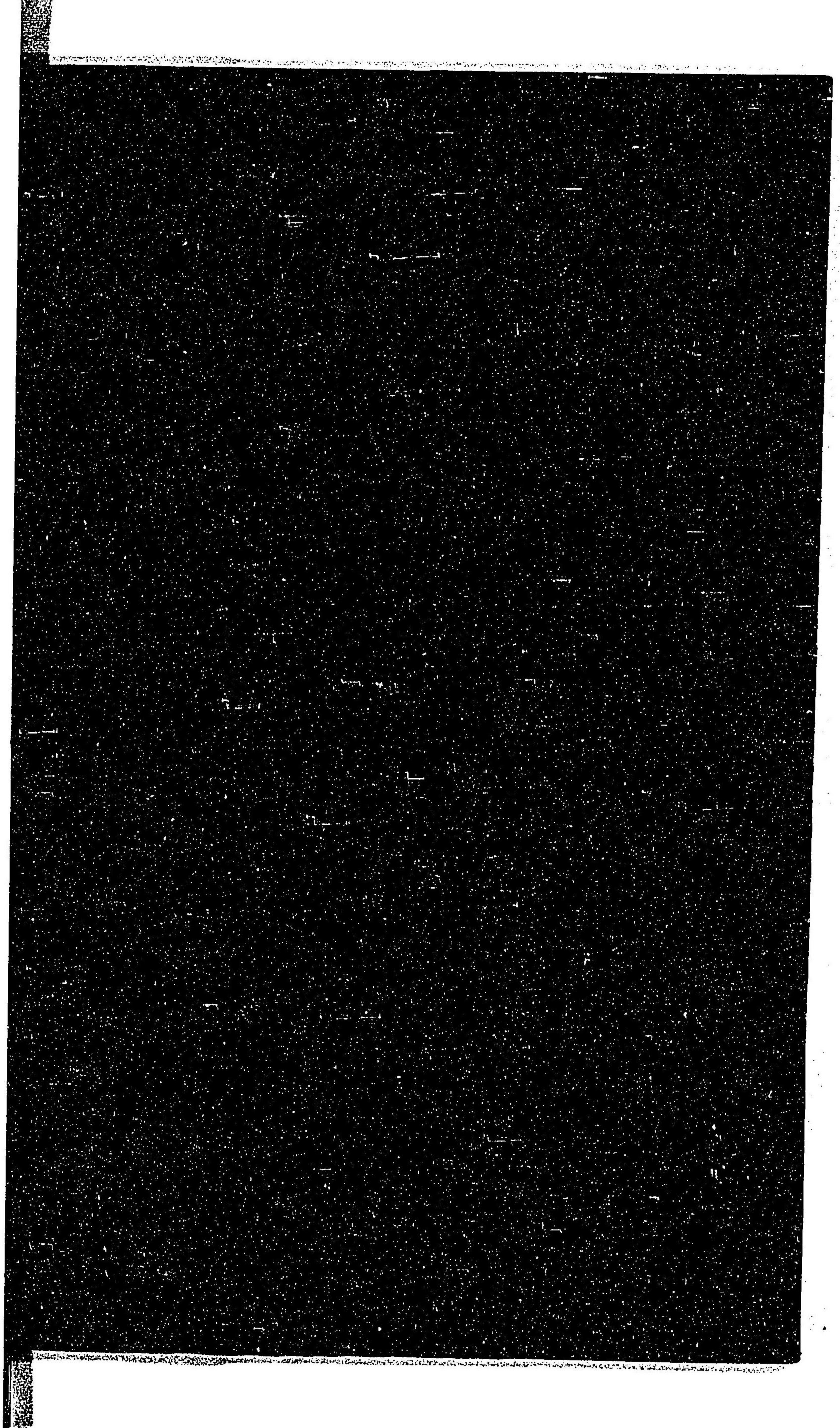
印刷所 株式會社 秀英舍第一工場
東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地
(電話十九番)

北支那雜記
實價金十五錢





9
385





026486-000-8

9-385

北支那雜記

吳卿居士／著

M27

ADD-0146



